

2022年9月26日

北海道教育委員会

教育長 倉本博史様

北海道教職員組合

中央執行委員長 木下真一

2023年度 教育予算要求書

北海道教職員組合

2023年度 教育予算要求について.....	2
すべての子どもたちに豊かな教育を保障するために教育予算拡充を求める基本態度.....	4
子どもの実態から乖離した「教育改革」に対する基本態度.....	4
教職員定数の抜本改善.....	6
「公立小・中学校における標準的な学校規模の考え方」について.....	13
共生・共学の推進.....	13
母性保障のための諸対策.....	15
両立支援にかかわる諸対策.....	15
しょうがい児教育の振興.....	16
後期中等教育の充実.....	18
教育費保護者負担の解消.....	20
教職員の教育活動等にかかわる個人負担の解消.....	21
学校および学校外の教育施設設備の整備拡充.....	21
ゆたかな教育環境の整備充実.....	22
子どもの健康対策.....	23
職員旅費の増額.....	26
教職員の健康維持と勤務条件の改善.....	27
特定事業主行動計画の策定について.....	31
職員の福利厚生.....	31
主任制度の撤廃.....	33
研修事業の抜本見直しについて.....	33
へき地の条件整備.....	33
平和教育推進事業の拡大.....	34
アイヌ民族および北方少数民族の教育の充実.....	34
在日外国人の教育の充実.....	34
地教行法「改正」にかかわる教育委員会制度について.....	34
教科書採択について.....	35
夜間中学について.....	35
「北海道教育推進計画」について.....	35
ジェンダー平等教育推進.....	35
「子どもの権利条約」の具体化と報告について.....	36
「国連障害者の権利条約」の批准をうけて.....	37
保育の充実・女性の労働権保障にかかわる問題.....	37
「定年引上げ等に関する制度」について.....	37

2023年度 教育予算要求について

1. 20年7月に公表された、厚労省「国民生活基礎調査」によると、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.5%、ひとり親世帯については48.1%となり、依然として子どもの貧困は深刻な状態にあります。2年を経過した今もなお収束しない新型コロナウイルス感染症にの中にあって、一人親世帯の中でも「母子世帯」は過半数以上が貧困の問題を抱えていることが明らかになりました。（内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」）。今年3月公表の文科省「令和3年度就学援助実施状況等調査」では、20年度の要保護・準要保護率は全国で14.52%となり、とりわけ北海道は全国で8番目に高い19.03%と厳しい実態にあります。教育現場でも、給食費や修学旅行費、テスト・ドリル等教材費などの私費負担が依然として減少せず、自治体によって格差が生じています。こうした状況にもかかわらず政府は、18年10月からは「生活扶助」を引き下げ、生活保護費を認定収入基準としている準要保護家庭への就学援助を後退させています。

文科省は2022年度予算において、無利子奨学金に1,015億円を計上しました。また、授業料等減免や給付型奨学金を行う高等教育の就学支援新制度に5,196億円を計上しています。しかし、これらは依然として対象要件を住民税非課税世帯かつ「成績優秀者」と限定しており、きわめて不十分なものです。

2. スポーツ庁および文化庁に設置した有識者会議は、23年から段階的に土日の部活動の地域移行をすすめるとする提言を行いました。地域や学校現場からは人員確保や予算、運営に関する不安の声が上がっています。部活動の確実な地域移行をすすめるためには、具体的な移行モデルを示すことが必要であり、学校現場や保護者・子どもたちの声を十分に反映することが大切です。また、地域移行に伴い新たな保護者負担が増加しないよう予算措置をはかるとともに、教職員の兼業に頼らない体制づくりを構築することが大切です。

政府は21年3月、通常国会において「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正義務標準法」）を可決、成立させました。「改正義務標準法」は小学校の学級編制標準を5年間かけて一律35人に引き下げるものです。しかし、中学校については、附帯決議において「検討」にとどまるとともに、高校については議論の俎上にすら上がっていません。また、教職員定数については、22年度からの4年間は毎年加配定数のうち3,000人を基礎定数に振り替えるとしており、教職員増に資するものとなっていません。

道教委は21年3月、「学校における働き方改革北海道アクション・プラン（第2期）」（以下、「アクションプラン」）を策定しました。「部活動時間の特例は例外的な扱いであり、安易に適用することは避けること」など、一部において旧「アクションプラン」に比べ強い姿勢を見せているものの、依然として学校現場の自助努力を求めることが主であり、教職員の「業務削減」「定数増」「持ち授業時間数の削減」「給特法の抜本的な見直し」など実効ある具体的な対策は何ら示されていません。心身ともに疲弊し病気休暇・休職を取得する教職員は後をたちません。休職者に対する代替者が見つけれず欠員となる事例も発生しています。

3. 北教組は、教職員の超勤・多忙化解消、子どもの「貧困」解消・「教育格差」是正、教育予算・教育条件整備の拡充、高校を含めた標準定数法の抜本的な改善と30人以下学級の早期実現、義務教育費国庫負担制度堅持・当面負担率1/2復元を中心とする公費負担の拡充、教育基本法を元に戻すことなどを主要な課題として、連合北海道・道私教協・民主教育をすすめる道民連合などとともに実現をめざし道民運動を展開しています。

道教委は、子ども・地域・保護者・教職員の実態を踏まえ、教育行政の責務として、教育条件整備の拡充と課題解決に向けて迅速に対応するとともに、「教育の機会均等」の理念にもとづき、どの地域においても子どもたちの学びを平等に保障し、子どもたちに行き届いたきめ細やかな教育を実現すべきです。そのため、教職員の慢性的な超勤実態を早急に解消するとともに、教育条件・勤務条件の改善に向け、国・関係機関へのはたらきかけも含め、必要な予算の確保に最大限の努力を行うべきです。

今日、教育予算にかかわっては、

- ① 義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、国庫負担率1/2復元、義務教育費無償・高校教育費無償・保護者負担解消の実現をするとともに、改悪教育基本法の具体化をはかる「教育振興計画」を撤回すること。
- ② 高校授業料無償制度への所得制限を撤廃するよう国へ求めること。
- ③ 子どもの教育を受ける権利を保障するため、欠員解消をはかること。
- ④ 30人以下学級の早期実現や「道独自の少人数学級」の実施拡大など、ゆたかな教育の実現と教職員の超勤・多忙化解消に向けた教職員定数の抜本的な改善をはかること。
- ⑤ 「公立高等学校配置計画」「公立特別支援学校配置計画」による機械的な間口削減と再編統合などによる学級減を撤回するとともに、道独自の学級定員の改善をはかること。
- ⑥ 文科省「全国学力・学習状況調査」および「全国体力・運動能力等調査」を中止・撤回するとともに、その結果を受けた「北海道学力・体力向上策」の強制は行わないこと。また、序列化・競争を煽る結果公表を行わないこと。
- ⑦ 「初任者研修制度」「中堅教諭等資質向上研修制度」の廃止をはじめとする研修事業の抜本的見直しを国に対し求めるとともに「教特法」の改正にともなう研修記録「義務化」にかかわり、研修成果確認のためのテスト実施やレポートの義務づけなどの管理強化、さらなる超勤・多忙化とならないようにすること。また、教員の自律的・創造的な研修を認めること。
- ⑧ 超勤・多忙化解消に向け、教職員定数増、持ち授業時間数の上限設定、「給特法」の廃止・抜本的見直しを、国に対して求めること。また、「北海道アクション・プラン」を見直し、大幅な業務削減など実効ある超勤解消策を早急に講ずること。
- ⑨ 部活動の社会教育への移行に向け、具体的なスケジュールを明らかにするとともに、モデル案を示し保護者・地域の理解をすすめること。「部活動休養日」については、少なくとも土日を含めて週2日の設定を、すべての学校において徹底させること。また、移行に伴い新たな受益者負担が発生しないよう予算措置すること。
- ⑩ 「修学旅行の引率業務等に従事する道立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領」「週休日の振替期間の特例」の対象業務の拡大と運用を改善すること。
- ⑪ 夏季休暇の日数増冬季休暇の新設など、休暇制度の拡充をはかること。
- ⑫ 育児および介護に関する休暇・休業制度の拡充に向け、国に遅れることなく対応すること。
- ⑬ 差別賃金・管理統制強化とせず、すべての教職員の賃金水準改善としての「学校職員人事評価制度」とすること。
- ⑭ 学校事務職員・栄養職員等の「命課・格付基準」の改善をはかり、生涯賃金水準を引上げること。
- ⑮ 36協定にかかわり、学校事務職員等の時間外勤務手当の予算の確保を行うこと。
- ⑯ しょうがいのある・なし、「LGBTs」など「性的マイノリティ」、在日外国人をはじめとした「外国につながる子ども」、「アイヌ民族」など様々な「マイノリティ」等がともに学ぶ学校をめざし、

すべての子どもが排除されることなく安心して通えるインクルーシブ教育の実現のため、教育条件の整備充実をはかること。

- ⑰ 教育のあらゆる場におけるジェンダー平等教育を推進すること。
- ⑱ 子どものいのちと健康を守り、子どもの生存権を保障する教育を推進すること。
- ⑲ 新型コロナウイルス感染症に対応した学びの保障を実現すること。そのために更なる財政支援を国に対して強く求めるとともに、道独自予算により早急に対応すること。
- ⑳ 国に遅れることなく段階的定年上げを行うこと。定年上げ期間中の60歳超常勤教職員・再任用教職員・定年前再任用短時間勤務教職員の賃金・勤務条件の均衡をはかること。また、制度導入に際しては、北教組と十分協議すること。

などが重要な要求です。

以下、北教組は北海道教育委員会に対し、2023年度教育予算において、次の要求項目の実現を求めます。北海道教育委員会として責任をもって回答を示すよう要求します。

記

すべての子どもたちに豊かな教育を保障するために教育予算拡充を求める基本態度

- 1 すべての子どもたちにゆきとどいた教育とゆとりある教育を保障するため、教育予算の大幅増を求め、私学助成の充実、教科書無償制度の堅持をはじめとする義務教育の完全無償化と、少なくとも「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」にもとづく教職員定数増を加配定数からの振り替えではなく教職員定数の実質的な増員にするとともに、中学校2・3年生および高校における35人以下学級の実現や、私費負担の軽減をさらにすすめるよう政府・文科省に対し強く要求すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度の改悪に反対し、学校事務職員・学校栄養職員をはじめとする教職員給与負担適用および義務標準法の規定職員の堅持および、当面、国庫負担率1/2復元、旅費・教材費等これまで一般財源化された費用の国庫負担の復活を政府・文科省に対し強く要求すること。
- 3 自・公政権の「三位一体の改革」により廃止・縮減された、要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備等補助金などの補助金復活、返還義務のともなわない給付型奨学金制度の拡充や、奨学金の金利軽減・廃止、奨学金の返還義務猶予などに向け、政府・与党・文科省に対し強く要求し、当面、道教委として関連予算を確保すること。

子どもの実態から乖離した「教育改革」に対する基本態度

- 4 教育の国家統制と民営化、管理統制強化と教職員の分断つながる教育政策に対する反対を政府・文科省に申し入れること。また北海道における独自事業は行わないこと。
1. 「初任者研修制度」「中堅教諭等資質向上研修」を撤廃すること。当面、参加者の負担軽減に努めること。
 2. 文科省「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力等調査」を実施しないこと。当面、競争や序列化を煽る結果公表や事前対策、事後分析の強要を行わないこと。また、「学力向上推進事業」は、学力競争を煽り教育の本質を見失わせるものであることから直ちに中止すること。
 3. 規範意識や愛国心教育など道德教育を強化するために、文科省「道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」に替わる新たな事業など、諸事業を行わないこと。
 4. 上意下達により教職員の管理統制となる「主幹教諭・副校長などの新たな職」の制度を撤廃すること。また、「研修主事等の研修に関する中核的な役割を担う教員」の設置を強制しないこと。
 5. 「チャレンジテスト」など「学力向上推進事業」は、学力競争を煽り、教育の本質を見失わせるものであることから直ちに中止すること。「小中一貫教育サポート事業」については、子どもたちの学びや人間関係に対する影響、教育課程や教員免許、加配のない乗り入れ授業や打ち合わせ等による教職員の超勤・多忙化など多くの課題があることから、地域・保護者、教職員の十分な理解の上で行うよう指導すること。
 6. 「授業改善推進教員等の派遣」は、学校の協力・協働体制を崩壊させ、教職員や学校の主体的で組織的な研修をゆがめることが危惧されることから、直ちに中止すること。
 7. 差別選別・管理統制を企図する改悪「学習指導要領」をもとにした「特別の教科 道德」や「小学校外国語」の強化などを押しつける事業を行わないこと。とりわけ学校の教育課程編成に介入する「英検IBAテスト」の強要や、小学校「英検ESG」の悉皆実施を行わないこと。
 8. 「学習指導要領」は大綱的基準であり、「日の丸・君が代」条項は思想・良心の自由を侵すことから、指導を強要しないこと。また、「2.24」「3.18」「7.6」通知を撤回するとともに「職務命令」による「日の丸・君が代」の強制を行わないこと。特に、教育内容・実践にかかわることについて「職務命令」はなじまないことから、「君が代」斉唱時不起立にかかる「訓告措置」を直ちに撤回すること。
 9. 「学校職員人事評価制度」については、差別賃金・管理統制強化とせず、すべての教職員の賃金水準改善とすること。また、「上位区分」は「B区分」のみとする運用を継続すること。
 10. 「学校関係者評価」「第三者評価」を廃止すること。
 11. 公立義務教育諸学校の教職員定数加配については、教職員の持ち授業時間数減を目的とするなど、超勤・多忙化解消に資するものとする。また、学校現場からの要望を重視し、「習熟度別学習の実施」等の基準とせず、道教委の恣意的判断で可否を決定しないこと。
 12. 「学校力向上に関する総合実践事業」は、研究内容を指定することで、学校の主体的・創造的な教育活動を阻害し、「点数学力」偏重によって子どもたちの「学び」を歪めることから、直ちに中止すること。
 13. 「土曜授業」は、「子どもたちは社会で育てる」という学校5日制の趣旨に反し、ゆたかな学びを阻害することから、直ちに中止させること。当面、授業時数確保や「学力向上策」のための実施を廃し、地域・保護者とのかわりに重点を置いた実施とすること。
 14. GIGAスクール構想をはじめとした教育のICT化については、教育の民営化・商業化など公教育の解体や地域間・家庭間格差の固定化・拡大化、「教育の画一化」や教育格差が生じないよう十分

な環境整備をすすめること。また、教職員の超勤・多忙化、子どもたちの健康被害など様々な課題があることから、機器の設定や保守にかかわる人員配置および対策を講ずること。さらに、ICT機器使用の強制を排し、教材・教具の1つとして学校現場における裁量権を保障すること。

15. 「教科担任制」は、TT加配の振り替えではなく教員の持ち授業時間数軽減を目的とした人員増とすること。また、対象教科が外国語、理科、算数、体育の4教科とされるなど学校の自主的な判断が奪われる懸念があることから、実施教科の決定など学校の裁量権を保障すること。

教職員定数の抜本改善

5 小・中学校の教職員定数を抜本的に改善すること。

1. 学級編制基準を、以下の通り改善すること。また、少なくとも現状で「義務標準法」を下回っている学校等については早急に改善すること。

(1) 単式学級 小・中30人以下

教育の機会均等の精神に反することなく、すべての学級・地域において30人以下学級の実現にむけて国に強力にはたらきかけること。

(2) 複式学級 小10人以下

小1年を含む複式・中学校複式・とび石学級解消

(3) しょうがい児学級 小・中5人以下

2. 教職員配置基準を、以下の通り改善すること。

(1) 一般教員

○ 持ち時間数による定数配置 一人の持ち時間は1週間15時間を上限とし、それを超える場合は、超えた持ち時間数を15で除して得た数を加配すること。端数は切り上げること。

○ しょうがい児学級 学級数×2人加配

○ 政令加配 産炭地、過疎地、離島、アイヌ民族居住地域など教育上特別の配慮を必要とする地域の学校には教員を加配すること。

○ 免許外教科担当を解消すること。また、免許所持教員の複数校兼務を解消すること。

(2) 養護教員

○ 小・中学校 1～14学級 1人

15～22学級 2人

23学級以上 3人

○ しょうがい児学級設置校に1人加配（政令加配）すること。

○ 複数配置にともなう諸問題については、別途北教組と十分協議すること。

○ 全校配置すること。

(3) 学校事務職員

○ 小・中学校 1～6学級 1人

7～18学級 2人

19学級以上 3人

○ なお、配置数は義務標準法での積算数を充足すること。

2. 教職員配置基準を、以下の通り改善すること。

(1) 教員の担当授業時数の標準を全日制15時間以下、定時制10時間以下を基本として次の定数を配置すること。

① 全日制

- 6学級以下 (学級数) × 2.70人
- 7学級以上 (学級数) × 2.50人 端数切り上げ *最低保障15人

② 定時制

- 4学級以下 (学級数) × 2.60人
- 5学級以上 (学級数) × 2.40人 端数切り上げ *最低保障15人

③ 通信制

- 生徒数30人に1人とすること。

④ 通信制協力校

- 生徒数30人に1人とすること。

(2) 「実習助手」を廃止し、「教諭一元化」を実現し、その定数を教員定数に加配すること。当面、呼称を「実習教員」に改めるとともに学校事情を考慮し、教員免許を有する者が授業を担当することを認めること。

① <理科実験> - <全日制、定時制>

- 12学級以下 2人
- 13~24学級 3人
- 25学級以上 4人

② 実習 - <全日制>

- 農業・水産 (学級数) × 1人加配
- 工業 (学級数) × 3 / 4人加配
- 商業・家庭 (学級数) × 2 / 9人加配 端数切り上げ

③ 実習 - <定時制>

- 農業・水産 (学級数) × 3 / 4人加配
- 工業 (学級数) × 9 / 8人加配
- 商業・家庭 (学級数) × 1 / 4人加配 端数切り上げ

(3) 全日制、定時制等すべての課程に養護教諭を配置すること。16学級以上については、2人配置すること。

(4) 事務職員は、以下の通り加配すること。

① 全日制、定時制

- $4 + \frac{(\text{学級数}) - 6}{6}$ 端数切り上げ
- 農業・水産 2人加配
- 工業 1人加配
- 商業・家庭 1人加配

② 通信制

- $5 + \frac{(\text{学級数}) - 1,200}{400}$ 端数切り上げ

(5) 全日制、定時制等すべての課程に専任司書教諭を配置すること。18学級以上については、2人

配置すること。

(6) 学校「用務」職員（公務補）

① 全日制、定時制

- 1～12学級 2人
- 13～18学級 4人
- 19～24学級以上 5人

*学級減により学級数に変動があっても校舎、敷地面積等を勘案し、配置すること。

② 通信制（独立校舎） 2人

(7) 栄養教員・学校栄養職員については、完全給食実施校につき1人配置すること。

(8) 給食調理員は、200食以下を4人とし、100食増加ごとに1人以上配置すること。

(9) 舎監は、棟ごと、男女別に2人を配置すること。当面、寄宿舎を設置している学校への教員定数の加配を生徒50人まで2人、51人以上を3人とする。

(10) 寄宿舎における生活教育を専門とする「寄宿舎教員」制度を実現し、1舎2人を配置すること。また、生徒51人以上は1人加配すること。

3. 複数の課程（併置校）は課程ごとに1校とみなすこと。

4. 学校ごとの積算を継続すること。

5. 次の道独自の定数改善を積極的にすすめること。

(1) 管理体制強化につながる複数教頭や充て指導主事を廃止して教職員の増員をはかること。

(2) 現業職員等の職務替えについては、本部本庁間の交渉確認にもとづき十分な対策を行うこと。また、今後とも職務替え職員の勤務実態調査を継続するとともに、労働環境等を改善すること。

(3) 高等学校における専任教員配置率をさらに高めること。家庭科教員を16学級以上については2人配置すること。

(4) 学校統廃合や学級削減による機械的教職員定数の削減は行わないこと。また、普通科への学科転換にとまなう職業科の過員については、過員措置を含めて特別な措置を講ずること。

(5) 市町村立高等学校の教職員定数については道に準じて確保されるよう強力な指導を行うとともに必要な助成措置を講ずること。特に養護教員未配置の町村立高等学校については当該町村教育委員会へ強く指導すること。

(6) 欠勤者の代替基準については、すべての職種において小・中学校と同様とすること。

(7) 生徒指導に関する加配に際しては、中途退学者数のみで判断することなく、教職員の生徒指導にかかわる勤務実態の聞き取り等にもとづき加配を措置すること。

(8) 特別支援教育支援員の配置時間については、当該生徒の状況を踏まえ、学校と協議の上、必要とされる時間数を確保すること。

7 しょうがい児学校の教職員定数を抜本的に改善すること。

1. 学級・舎室の編制基準を、以下の通り改善すること。また、少なくとも現状で「義務標準法・高校標準法」を下回っている学校等については早急に改善すること。

(1) 学級編制基準

- 幼稚部 3人
- 小学部（単式） 5人
- 中学部 5人

- 高等部 普通科 6人
- 専門学科 6人
- 専門（職業）学科 6人
- 併設高等部普通科 4人
- 重複学級 2人
- 訪問学級 2人

(2) 寄宿舎の舎室編成の基準

部別・男女別に 1 舎室 2 人

2. 教職員配置基準を、以下の通り改善すること。

(1) 教員

① 小学部

部の規模	乗ずる数
1 学級	4.000
2 学級	3.000
3 学級	2.667
4 学級	2.500
5 学級	2.400
6 学級	2.300
7 学級	2.286
8 学級および 9 学級	2.250
10 学級以上	2.000

② 中学部

部の規模	乗ずる数
1 学級	6.000
2 学級	4.000
3 学級	3.333
4 学級	3.000
5 学級	2.830
6 学級	2.714
7 学級および 8 学級	2.444
9 学級から 11 学級	2.200
12 学級以上	2.000

③ 高等部 (学級数) × 3 人

④ 幼稚部 (学級数) × 3 人

⑤ 病弱養護学校定数配置は、上記①～③と同じとすること。

⑥ 盲・聾学校高等部の専門教育学科数 × 4 人

養護学校高等部学科数 × 4 人

⑦ 自立活動担当教員は、部の数に2を加えて得た数と幼・小・中の学級数が7学級（高等部のみは4学級）以上のしょうがい児学校ごとに学級数の1/4（高等部のみ1/6）（端数切り上げ）を乗じて得た数の合計数とすること。また、肢体不自由児校のみ、部の数に2を加えて得た数としょうがい児学校ごとに児童・生徒数の1/8を乗じて得た数の合計数とすること。また、12学級までは1人、13学級以上は2人を加配すること。

⑧ 寄宿舎を有するしょうがい児学校については80人以下の学校は3人、81人から200人までの学校は4人の教員を配置すること。

(2) 養護教員

11学級以上は、1人加配すること。小・中・高の併設校には1人加配すること。

(3) 実習教員

「実習助手」制度を廃止し、「教諭一元化」を実現し、その定数を教員定数に加配すること。当面、呼称を「実習教員」に改めること。

① 高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数×3

② 養護学校の高等部（専門教育を主とする学科のみを置くものを除く）の数×3

(4) 舎監

寄宿舎生がいるすべてのしょうがい児学校に男女各棟に2人ずつ舎監を加配すること。

(5) 寄宿舎教員

「寄宿舍指導員」を「寄宿舍教員」に改め、労働条件の改善をはかること。また、夜間の防犯、防災対策を強化するため、早急に定数増をはかること。

- ① 1舎10人に満たない場合は14人を最低保障とすること。
- ② 「重複・重度障害」については児童生徒2人につき1人を加配すること。
- ③ しょうがい種が異なる学校間において寄宿舍統合を行う場合は、しょうがい種ごとに2人を加配すること。
- ④ 土日に残る舎生がおり、閉舎できない寄宿舍には2人を加配すること。

(6) 学校事務職員

次に掲げる数を合計した数とすること。

- ① しょうがい児学校について、15学級まで4人、16学級以上30学級まで5人、31学級以上6人とすること。
- ② 訪問教育担当教員を置くしょうがい児学校について1人を加配すること。

(7) 看護師

全しょうがい児学校および寄宿舍に各1人配置すること。

(8) 栄養教員・学校栄養職員

学校給食の実施に必要な施設を置き、学校給食を実施しているしょうがい児学校のうち寄宿舍を置く学校について2人とし、その他の学校について1人を配置すること。

(9) 専任司書教諭

全校に1人を配置すること。

(10) 学校給食調理員

- ① 正規の職員とすること。
- ② 配置数は、完全給食を実施しているしょうがい児学校に
 - 70食以下 3人
 - 50食増すごとに1人加算すること
- ③ 寄宿舍については70食以下4人配置し、30食増すごとに1人加算すること。

(11) 学校「用務」職員（公務補）

1校につき2人とし、寄宿舍のある学校については、さらに1人を加配すること。

3. 学校・分校単位の積算を継続すること。

4. しょうがい児教育をより充実するため、大幅な道独自の定数改善をすすめること。

- (1) 複数教頭や充て指導主事を廃止し、教職員の増員をはかること。また、1970年の部主事に関する通達を撤廃すること。
- (2) 訪問教育担当教員について、
 - ① 現行の訪問先への遠距離を理由とした地元非常勤講師の採用をやめ、地域の小中学校の正規教員をもってあてること。
 - ② 対象児童・生徒が部1人の場合は、非常勤講師対応という現行の内部基準を改め、正規教員をもってあてること。
 - ③ 対象児童生徒の居住地の小・中学校に在籍させること。
- (3) 高等部の重複学級の認可の拡大・増設をはかること。また、重複障害児2人ごとに1人ずつ加配すること。
- (4) 現業職員等の職務替えについては、本部本庁間の交渉確認にもとづき十分な対策を行うこと。

- (5) 重複学級・幼稚部を有する学校の寄宿舎について当面、該当児童・生徒2人に1人の寄宿舎教員を加配すること。
- (6) 高等養護学校の寄宿舎について当面生徒30人につき1人の寄宿舎教員を加配すること。
- (7) 寄宿舎教員の宿直基準数を次のように改善すること。

幼少中学部	幼児・重複	5人に1人
	肢体不自由	8人に1人
	上記以外	10人に1人
	最低保障	男子棟・女子棟ごとに複数
高等部	重複	5人に1人
	肢体不自由	男女別20人に1人
	上記以外	男女別30人に1人（障害の重い生徒は15人に1人）
	最低保障	男子棟・女子棟ごとに複数

- (8) 寄宿舎教員の週38時間45分労働の遵守と寄宿舎生の教育保障のため、各学校に寄宿舎教員を加配すること。特に、週末の帰省が困難なため、多くの舎生が残る寄宿舎に早急の加配をすること。
- (9) 正職員が断続的勤務しかできない寄宿舎の宿直時間に、臨時寄宿舎指導員が単数配置の場合、休憩時間には、舎生に対応する職員が不在となってしまうことから、切れ目ない体制とするため、棟ごとに複数配置とすること。
- (10) 「欠勤者等の代替等基準」の「代替等の範囲」にすべての教職員を含めること。
- (11) しょうがい児学校に教育相談担当教員を配置すること。
- (12) 介護職員の配置基準を改善すること。
- (13) 高等養護学校農業科に農務従事員を配置すること。

8 幼稚園の教職員定数の教職員定数を抜本的に改善すること。

1. 現行の幼稚園設置基準（1学級35人以下を原則）を以下の通り改善すること。
 - ① 3歳児 15人以下
 - ② 4・5歳児 20人以下
 - ③ 混合学級を前提とした編成基準としないこと。
2. 学級数と同数の教員数（あるいはその数プラス園長）という実態を改善し教職員の労働条件改善と幼児教育の充実をはかること。そのため以下の配置基準とすること。
 - (1) 教員 学級数×1.5人とし、しょうがい児については、2人まで1人、3～4人は2人、5～6人は3人加配すること。※最低保障2人
 - (2) 事務職員 各園1人を必置
 - (3) 養護教員 各園1人を必置
 - (4) 「用務」職員 各園1人を必置
 - (5) 栄養職員 給食実施園1園につき1人
 - (6) 給食調理員 給食実施園に配置すること

45食以下	1人
46～150食	2人
150食以上	3人

9 教職員定数増を加配定数からの振り替えではなく教職員定数の実質的な増員となるよう国・文科省

に対して積極的にはたらきかけること。当面、中学校2・3年生においても35人以下学級を早急に実施するとともに、高校の定数についても早急に改善するよう強く求めること。

- 10 欠員解消に向けて、定数として確保すべき教職員については、期限付き採用は行わず、正規採用者とする。特に学校事務職員・養護教員については未充足の状況が生じないように計画するとともに正規教職員の配置を行うこと。
- 11 再任用を希望する者の配置については、本人の希望を十分に考慮し措置すること。また、再任用を希望する者全員の任用を保障するため、道独自の予算措置を講じて定数外とすること。さらに、「役付き再任用」は、学校現場や地域に混乱をもたらすことが危惧されることから廃止すること。

「公立小・中学校における標準的な学校規模の考え方」について

- 12 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」については、経済効果を優先し、小中学校の統廃合を促進させ、教育の機会均等や学習権を侵害し、地域・保護者に不安を与えるものであることから、撤回するよう文科省に求めること。また、地域・保護者の声を無視した、財政論にもとづく機械的な統廃合を行わないよう市町村を指導すること。また、やむを得ず統廃合を行う場合には、道独自に加配を行うこと。

共生・共学の推進

- 13 共生・共学の推進のため、市町村教育委員会への指導も含め次の諸対策を講ずること。
1. 「国連障害者の権利条約」の精神に則り、「障害者基本法」「障害者差別解消法」「学校教育法施行令」などが目的とする共生社会を実現するため、「差別的取り扱い」や「合理的配慮の不提供」の解消と人権の尊重、社会参加を保障するために次の諸対策を講ずること。また、16年4月施行の「障害者差別解消法」にもとづいて、しょうがいのある子どもが普通学級で学ぶための「合理的配慮」などに対する予算措置を講ずること。
 - (1) 道教委として「しょうがいの有無にかかわらず、すべての子どもが希望する地域の小中学校に就学できる」とした「北海道障がい者条例」をすべての就学対象者および保護者に周知徹底すること。しょうがいのある子どもや保護者が普通学校へ就学、しょうがい児学校から普通学校への転学、しょうがい児学級から普通学級への転籍を希望したときは、その意思を尊重し、改正された学校教育法施行令に沿って就学・転籍できるようにするとともに、すべての本人・保護者に転籍の制度の説明と意思確認を行い、本人・保護者の希望を最優先に総合的判断をすること。
 - (2) しょうがいのある子どもの普通学校・普通学級での教育を保障するため、「合理的配慮」の求めがある場合は教員など必要な職員を配置すること。また、「通級指導教室」においても必要な教員を配置すること。16年4月施行の「障害者差別解消法」にもとづいて、しょうがいのある子どもが普通学級で学ぶための「合理的配慮」などに対する予算措置を講ずること。「北海道障がい者条例」にもとづきインクルーシブ教育の推進にむけ、教員配置の抜本的な改善など十分な教育条件整備を国・文科省に求めること。
 - (3) 次の諸課題を解決するため、道教委は市町村教育委員会を指導すること。

- ① 「発達障害」等に特化して「特別な場」で「特別な教育」を行うことなく、普通学級から排除されないよう、子ども・保護者の「合理的配慮」の求めを十分に尊重すること。
- ② しょうがいのある子が小・中学校等（とりわけ普通学級）に就学した場合に、当該学校が必要な「合理的配慮」を講じない場合は差別に該当することから、すべての学校において必要な「合理的配慮」を行うよう市町村教育委員会を指導徹底すること。
- ③ しょうがいの改善・克服を中心とした「医学モデル」にもとづき「子どもの分離」をすすめる「特別支援教育コーディネーター」は廃止し、普通学級において十分な支援と「合理的配慮」を行えるよう、必要な教職員の増員・配置や施設・設備の整備などを行うこと。
- ④ 就学時健康診断を子ども・保護者に強制しないよう市町村教育委員会に対して指導すること。また、本人・保護者の同意なく、「知能検査」「実態把握シート」や「チェックリスト」を実施しないこと。さらに、検査結果で就学先を決定しないこと。先述の調査等を使用する場合は普通学級での支援のために行うことを保護者と確認すること。
- ⑤ 本人・保護者の同意なく「教育支援計画」を作成しないこと。
- ⑥ しょうがいのある子が、普通学級で学ぶ際に、しょうがいのある子の保護者にだけ付添いを求めないこと。そのため、職員配置や施設・設備の整備などの教育条件整備をすすめること。また、重度しょうがいの子どもの地域の小・中学校での受け入れをすすめ、保護者付添いの負担をなくすために必要な制度改善をはかること。また、21年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、医療的ケアが必要な子どもの対応のため普通学校にも看護師配置を順次すすめること。
- ⑦ 文科省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」において、「在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において（中略）授業を行うこと」を撤回し、子ども・保護者の希望をもとにさらなる分離別学をすすめず、18年1月の通知にもとづき、学校・子どもの実態にあわせて『交流および共同学習』の授業時数は設定できることを周知・徹底すること。
- (4) 「公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について」（文科省通知・2020年12月25日）を受けて、すべての幼・小・中・高において、施設・設備のバリアフリー化をすすめること。
- (5) 普通学級で学ぶしょうがいのある子どもが学校行事に参加する際は、その都度「合理的配慮」について本人・保護者と話し合いを持つこと。特に修学旅行など泊をとまなう場合には、必要に応じて人員配置するなどの予算措置をすること。
- (6) 高校適格者主義を排し、定員内不合格を出さないこと。
- (7) しょうがいのある受験生が不利にならないようにするために、受験時には十分な「合理的配慮」を行うこと。特に「特別な事情説明書」による配慮を求められた際には、少なくとも中学校で行われていた「合理的配慮」をすべて認めること。また、「特別な事情説明書」の簡略化をはかること。
- (8) 入学願書に特別な配慮の希望の有無だけでなく、具体的に求める配慮事項を記述できる記入欄を設定すること。
- (9) しょうがいのある子どもの教育を充実させるため、教職員定数増を文科省にはたらきかけること。高等学校を含めたすべての学校に「特別支援教育支援員」など必要な教職員を配置するとともに、しょうがいのある子どもに必要な施設・設備の整備を含め、「合理的配慮」を講じること。また、「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握について」の調査

結果を明らかにし、高等学校における「しょうがいのある生徒への教育的支援の充実」に向けた具体的方策を講ずること。さらに、入学後の単位認定や進級についても評価を工夫するなど「合理的配慮」を行い、責任をもって卒業させること。

- (10) 高校で学ぶしょうがいのある子どもの教材費等については、就学奨励費の対象外となっているため、対象となるまでの期間は道独自予算で補助を行い、学ぶ権利を十分に保障すること。
 - (11) 居住地交流に必要な旅費等を予算措置すること。
2. しょうがいを理由にした採用や復職時の差別をなくし、知的しょうがい等を含めたしょうがいのある人の採用を促進させ、「法定雇用率」を達成できるよう条件整備にとりくむこと。
- (1) しょうがいのある教職員の仕事を「合理的配慮」の希望に合わせて1/2から2/3程度とし、定数に反映すること。また、しょうがいのある教職員に「合理的配慮」として補助職員を配置すること。
 - (2) しょうがいのある教職員の異動に際しては、異動年限の長期化などの配慮を行うとともに機械的な異動は行わないこと。

母性保障のための諸対策

14 母性保障のために次の諸対策を講ずること。

1. 学校に勤務するすべての職員に、産休代替法を適用させるよう国・自治体へ強力にはたらきかけること。
2. 産前休暇については、10週に改善するよう国にはたらきかけること。当面、道独自の措置を講ずること。また、4ヶ月（85日）未満の流産、母体保護のため等による人工中絶についても産後休暇の適用とし、最低2週間の休暇を保障すること。
3. 母体・胎児の保護のため次の特別措置をはかること。
 - (1) 妊娠が判明したときから、体育実技の代替者を配置すること。
 - (2) 妊娠が判明したときから妊娠者の労働軽減のため、時間講師の配置等抜本的な措置を講ずること。
 - (3) しょうがい児学校、学級についても、勤務実態をふまえ、労働軽減のための代替者を配置すること。
4. 妊娠障害休暇における代替者をすべての職種に専任で配置すること。その場合、代替者は有資格者とし、産前・産後休暇と連続して措置すること。
5. 育児休業終了時あるいは妊障と産休、産休と育休等、代替者が異なる場合や、産前休暇の前に妊娠障害休暇をつけた場合などにも確実に引き継ぎ期間を設けること。また、引き継ぎ期間は専任の身分とすること。

両立支援にかかわる諸対策

15 両立支援にかかわり、次の諸対策を講ずること。

1. 育児休業期間は、「育児休業給」として全額を支給すること。また、全期間における「育児休業手当金」の支給を公立学校共済組合に対して強くはたらきかけること。当面、2年まで支給が延長になった部分については条件を撤廃し、全員が支給を受けられるようにすること。

2. 道教委の第三期特定事業主行動計画の数値目標にもとづき、育児休業の男性の取得がなかなかすすまない原因を分析し、取得促進にむけて、有効な施策を講ずること。
3. 男性職員の「育児参加休暇」の実態を把握し、取得促進に向けて有効な啓発、奨励を行うとともに、適用期間・休暇期間を拡大すること。
4. 21年10月改正の「介護・育児休業法」の内容を研修会を実施するなどして現場までわかりやすく周知すること。また、国に遅れることなく実施すること。
5. 育児休暇については、その期間を中学校就学前までとすること。
6. 配偶者出産休暇の日数を5日に増やすこと。
7. 早出・遅出勤務を請求するための要件の緩和について、現場に周知するとともに、対象を小学生に限定せず、必要に応じて拡大すること。
8. 育児休業を臨時的任用職員にも適用拡大し、それにとまなう代替の配置を行うこと。
9. 就学前の子どもを養育する職員に保育休暇、就学中の子どもを養育する職員に教育休暇を設けること。当面、それぞれ10日間保障すること。
10. 予防接種希望者に対するすべての付添は「義務免」とすること。また、予防接種の抗体検査も同様の扱いとすること。
11. 介護休暇を有給制・日数無制限とすること。
12. 短期の介護休暇について、現場教職員が取得しやすいよう、申請書等を廃止し、手続きを簡素化すること。また、要介護者1人につき年10日とすること。
13. 介護のための短時間勤務制度を新設すること。
14. 介護等で離職した教職員に対して、一定期間後、離職時の給与等を保障する再雇用制度を新設すること。
15. 介護離職を防ぐ観点から、介護にかかる休暇制度の趣旨等を現場に周知徹底すること。
16. 子の看護休暇については、
 - (1) 対象を高校卒業までに拡大すること。
 - (2) 中学生の場合「医師の指示があるときに限る」という文言を削除すること。
 - (3) 小学校就学前の子どもひとり当たりの日数を増やすこと。
17. 子どもを除く家族の看護のために、年10日の「家族看護休暇」を新設すること。
18. すべての教職員が「介護休暇」や「育児の短時間勤務」等、必要な休暇を取得しやすいよう、代替者の確保などの条件整備を早急に行うこと。代替者については、その職種による専任の代替者を確実に配置すること。代替者の配置期間については、復職時の引き継ぎ期間など学校現場の実態にあわせた運用とすること。

しょうがい児教育の振興

16 しょうがいのある子の教育を充実・発展させるため、次のことを重点に諸対策を講ずること。

1. しょうがい児教育の整備充実
 - (1) 教育支援委員会の民主的構成・運営のためにしょうがい当事者を入れるとともに、判別や権威的振り分け機関でなく、子ども・保護者に「合理的配慮」を保障し、適切な教育のあり方を支援する委員会とすること。
 - (2) 現行の分校制を抜本的に改め、分校を独立校とし、地域のしょうがい児学校とすること。

- (3) 高等養護学校の入学選考において、入選内容の突然の変更については、現場に不安感を与えるため、入学選考のあり方については北教組と十分協議すること。
 - (4) 旭川養護学校、および手稲養護学校の特通生を通学生として認めること。
 - (5) 訪問教育を解消するための条件整備をすすめるとともに、当面、次の改善をすること。
 - ① 単に訪問指導とせず、集団学習や交流学习等の機会を十分に保障したものとするため、付添人経費など予算の増額をはかること。また、登校学習の際は、看護師が対応できるようにすること。
 - ② 病院や福祉施設内の訪問学級を分校または分教室とし、学習の場所を確保すること。
 - ③ 訪問教育を受けていた過年度卒業生の高等部教育を保障するため、間口を新設すること。また、義務化以前の就学猶予・免除となった方への入学を認めること。また、入学受け入れにかかわっては、現場の意見をとり入れて、教育条件整備をすすめること。
 - ④ 訪問教育の在籍・所属を地域の小中学校とし、集団活動を保障するとともに、移動の負担軽減と経費削減をはかること。また、分校高等部に訪問学級を設置し、高等部教育を保障すること。
 - (6) 寄宿舎を「生活教育」の場として位置付け、そのための予算・施設設備の充実をはかること。
 - ① 既存寄宿舎の入舎定員を見直し個室化をはかり、最低でも一室2人とすること。
 - ② 入舎生の急増にともなう狭あい化に対して、舎生の体格やしょうがいの実態に見合う施設設備の改善をすべての学校に早急にはかること。
 - ④ 子どもたちが毎週帰省して家庭・地域で過ごせるように帰省費を増額し、とりわけ高等部生の帰省付添費を支給すること。また、福祉施設と連携し、長期休業や土日閉舎を促進すること。
 - ⑤ 小規模寄宿舎統廃合の今後の計画を、北教組と協議すること。
 - (7) スクールバスを持たない通学型しょうがい児学校（例、釧路鶴野支援学校など）については、地域のバス路線維持環境の厳しさ（バス本数減）や新型コロナウイルス感染症に対するいわゆる「3密」回避のため、一部は保護者の自家用車による送迎に通学を頼っている現状であることから、これまでスクールバスも持たない通学型しょうがい児学校についても、通学時間帯の臨時バス（借り上げバス）の運行経費を保障すること。
 - (8) 医療的ケアが必要な子どもの学びを保障するため、しょうがい児学校における看護師配置をはかること。
2. しょうがい児学校の条件整備のための教育予算を大幅に増額すること。
- (1) 特別教室等を普通教室に転用するなど校舎の狭あい化がすすんでいるため、狭あい化の解消をはかること。
 - (2) しょうがい児学校からの補修調書にはすみやかに対応すること。
 - (3) 少人数のしょうがい児学校では、近年の借り上げバス代の高騰などによって配分額が不足し、空港等まで保護者が送迎している実態や子どもの実態に応じて低床型やリフト付きバスが必要なケースもあることから、修学旅行や校外学習等へのバス借り上げ料等の増額をはかること。
 - (4) 通学保障や家庭生活・地域生活保障のため、寄宿舎生の帰省促進のためのスクールバスの路線増をはかること。また、低床型バス、リフト付きバスの導入を行うこと。
 - (5) 訪問教育にかかわる教材・教具費の増額と指導のための財政的措置を抜本的に改善すること。また、訪問教育については、公用車を配置するなど抜本的な改善をはかること。
 - (6) 寄宿舎生が通院する際の病院付添い旅費を支給すること。

- (7) 「臨時寄宿舍指導員の報酬」予算について、舎生の増加に比例し、予算を復元・確保すること。
 - (8) 寄宿舍教員に一人1台パソコンを支給すること。
3. しょうがい児学校高等部の進路指導の充実をはかるため条件整備と予算の大幅増額をすること。
- (1) 進路指導担当者を定数外配置とし、学校規模に応じて順次配置すること。
 - (2) 進路指導担当者の勤務時間を柔軟に対応し、超過勤務を解消すること。
 - (3) 進路開拓が広域におよぶ地方の高等部に開拓費を大幅増額すること。
 - (4) 併設高等部の進路指導旅費を大幅増額すること。
 - (5) 現場実習にかかわる諸経費を公費負担とすること。特に施設実習にかかわる予算を早急に措置すること。
 - (6) 高等部卒業生の就労の場の確保と地域支援体制の確立をはかるため関係機関との連携を強め、早急に体制を整えること。
 - (7) 進路指導にかかわる公用車（リース車を含む）を配置するなど改善をはかること。当面、自家用車使用について、十分な補償を行うこと。
 - (8) 高等部の卒後支援（青年学級）に対し活動費を措置すること。

後期中等教育の充実

17 高等学校の希望者全員入学（準義務化）・選抜制度廃止の実現を基本に、後期中等教育を充実するため、次の諸対策を講ずること。

1. 希望するすべての子どもの高等学校入学を達成するための抜本的な対策をはかること。
 - (1) 道教委「これからの高校づくりに関する指針」の改定は、これまでの同一市町村内での再編から市町村を越えた通学可能圏内での再編も検討され、ますます統廃合がすすむ懸念があることから、撤回・再考すること。また、これにもとづく「公立高等学校配置計画」は撤回すること。当面、道独自の措置により高等学校の学級定員を30人以下とし、生徒減による機械的学級削減や3学級以下の小規模校の再編・統廃合を行わないこと。
 - (2) 「地元から通学できる高校への希望者全員入学」を実現するため、高校入学者選抜制度の廃止など抜本的対策を確立すること。また、石狩学区の一学区化など通学区域の拡大については、遠距離通学を助長し、学校間格差を増大させ、受験競争激化にさらに拍車をかけていることから撤回・再考すること。あわせて北教組が求める地域合同総合高校の具体化について検討すること。小学区制を基本に学区の縮小、再編、石狩旧第1～第7学区での総合選抜制を可及的速やかに実施すること。
 - (3) 地域連携特例校の存続条件「第1学年総入学者数20人以上」については、「第1学年在籍者数10人以上」とし、「特例的取扱いによる留保」としないこと。また、地域連携特例校における教員の増員、支援校から派遣される教員の負担軽減等、条件整備・改善にとりくむこと。
 - (4) 募集定員を下まわる場合は、選抜試験を行わないこと。また、定員内の不合格者を出さないこと。
 - (5) 高校選抜試験において、面接試験は一切行わないこと。また、傾斜配点、個人調査書と学力検査成績の比重の複数尺度化、英語の聞き取りテスト等の実施を廃止すること。
 - (6) 道内9地域に設置した医進類型指定校は、差別選別の教育を助長し、エリート校化を加速させる懸念があることから、撤回すること。

- (7) 「登別明日中等教育学校」については、教職員の人事や寄宿舎の舎監・宿日直など勤務条件に関する多くの問題があるとともに、①全道全域の通学区域は地域の子どもたちに中等教育を保障することにならないこと、②入学者選考における抽選廃止によって「学力」の高い子を選抜しようとする企図があること、③「受験エリート校」につながるカリキュラムとなっていること、④「受験」の低年齢化を招き、一部の子どもを選抜して教育の階層化を助長することなどが危惧されることから、地域の子どもたちの学ぶ学校とすること。
 - (8) アンビシャススクールなど「新たな特色ある高校」については、差別・選別や序列化につながることから、撤回・再考すること。
 - (9) 全道的に厳しい教育実態にある通信制教育の抜本的改善を具体化すること。特に、多数の生徒が在籍する旭川東、苫小牧東、帯広柏葉、函館中部の4協力校の教育、勤務実態を改善するため、定数増をはかること。また、この4協力校すべてに養護教員を配置すること。定数増がかなわない場合は、有朋高校の定数を地方協力校へ配置すること。
 - (10) 産業キャンパス校においては、養護教員を複数配置とすること。
 - (11) 定時制高校については、教育を受ける多様な機会を保障する場としてその振興をはかるため、①機械的な統廃合・学級削減を行わないこと、②すべての学区に定時制課程を設置すること、③定時制就学奨励費の増額をはかること、④夜間定時制高校の給食費・教科書はすべて無償とすること、⑤夜間定時制高校の募集停止を行わないこと、⑥「多部制など単位制定時制高校」の設置に向けた検討は行わないこと。
 - (12) 道立高等学校の入学検定料・入学料を無償化すること。当面、入学料・入学検定料の値上げをしないこと。
 - (13) 入学にあたり誓約書の保証人の欄を削除すること。
2. 奨学金制度については、授業料減免の対象となっている公立高等学校定時制・通信制に通学する子どもに対しての「高等学校修学支援基金」を一層活用すること。また、奨学金返還免除を検討するとともに、給付型奨学金制度の維持・増額を国に要求すること。
 3. 「公立高校配置計画」により募集停止とされた高校の地域の子どもにかかわらず高校未設置の地域の子どもについても通学にかかわる費用を保障する「通学費等補助制度」とすること。当面、5年の年限を撤廃すること。
 4. 「子どもを社会で育てる」観点から、「所得制限」によらない高校無償化制度に戻すこと。
 5. 進路相談員は、子どもの進路指導にとってきわめて有効であることから、現在の各教育局1人(計14人)配置から、2011年度の全道で25人と同程度に増員すること。また、現在6校に配置されている就職支援教員について、増員するよう文科省へはたらきかけるとともに、その配置数決定にあたっては各学校の就職状況や地域の広域性を考慮すること。
 6. 「未来を切り拓く資質・能力を育む高校教育推進事業」については、高校の階層化につながることから、廃止すること。
 7. 高校生の教科科目選択に余裕をもたせるため、教科書採択の時期を遅らせること。
 8. 学校法人北海道朝鮮学園に対し、国際友好と民族教育を保障する立場から、管理運営費補助金を復活させること。その上で、1学級あたり・児童生徒1人あたりの助成金を増額すること。朝鮮高級学校の生徒に「高校無償化」が適用されるよう国に要請すること。
 9. 学教法の一部改正にともなう「大学入学年齢の緩和の拡大」については、受験競争の低年齢化・激化に一層拍車をかけることから拙速な導入はせず、導入にあたっては国会答弁・付帯決議の趣旨

をふまえ慎重に検討することを関係機関にはたらきかけること。

10. 国公立大学法人の授業料・入学金の引き下げを行うよう、国および関係機関に対し、強くはたらきかけること。
11. 教員養成大学においては、次の項目に関する講座を設け必修単位とするよう、国および関係機関に対し、強くはたらきかけること。

憲法・「教育基本法（47年制定）」・「子どもの権利条約」、人権教育、しょうがい児に関する基礎知識、「国連障害者の権利条約」、ジェンダー平等教育、「女性差別撤廃条約」、労働者教育、アイヌ民族等の少数・先住民族に関する基礎知識、在日外国人問題。

教育費保護者負担の解消

18 保護者の教育費負担を解消し、教育の機会均等を保障するため次の措置を講ずること。

1. 義務教育費の保護者負担を解消するため、学用品や観劇、実習、修学旅行など授業に直接係る費用については無償とするよう市町村を指導すること。また、冬期間の暖房費を保障するとともに、本来、公費負担すべき消耗品類について、PTA会費や学級費で購入している実態があることから、全額公費負担とするよう市町村を指導すること。
2. 市町村に対して、最低限教育費の基準財政需要額を確保するとともに現場要求にもとづく教育予算増額を行うよう指導すること。特に、スキー・スケート・個人用楽器・技術科工具等個人用学習用具や学校備品購入費・教材教具費・クラブ活動費、また、しょうがい児学級に対して、行事費、需用費を別枠で配置し、大幅に増額するなど保護者負担を解消するため、市町村に対する指導を強化するとともに、道においても必要な予算措置を講ずること。また、国に対しては全額国庫負担化を強力にはたらきかけること。国庫負担から交付税に切りかわったものについては、全額教育予算に組み込むよう、市町村（地教委）を指導すること。
3. 学校給食費は全額公費負担となるよう、学校給食法の抜本的改正を国に強力にはたらきかけること。当面、道費で予算措置を講ずること。
 - (1) 当面、食材高騰による学校給食費の値上げは行わないよう市町村指導を強化し、道立学校においても値上げは行わないこと。
 - (2) ゆたかな学校給食の実現と学校給食の安全衛生の向上および給食従業員の労働条件改善のため、共同調理場やデリバリー給食を含む民間委託化をやめ、学校ごとの単独給食とするよう指導を行うこと。
4. 子どもの通学費を全額公費負担とするため市町村を指導するとともに道段階においても必要な予算措置を講ずること。
5. 地方財政法の税外負担禁止規定を厳格に遵守すること。また、その裏づけの財源は道および市町村において確保するとともに市町村立学校にあっては施設の新増設、道立学校にあっては維持修理費・人件費等についても税外負担禁止対象とすること。
6. 道立学校のPTA会費・振興会費に含まれる本来道費で負担すべき経費にかかる保護者負担を完全に解消し、道費によって措置すること。
7. 道立学校に対する学校配当予算を大幅に増額するとともに、需用費・消耗品費・実験実習費等を増額し保護者負担を解消すること。また、現行の「高等学校一般需要費基準」を改善すること。
8. しょうがい児学校の就学奨励費については、保護者負担を軽減するため、概算請求を可能とする

よう制度の弾力的な運用をはかること。

9. 学校図書費の大幅な引上げを行い、専任司書教諭を中心として、学校図書館の運営を抜本的に見直し、図書館教育の充実をはかること。
10. 社会的・経済的変動、天災などによる被害を受けた地域・家庭の子どもの学習権を完全に保障するため、学用品費、通学用品費、交通費、学校給食費、医療費、日本スポーツ振興センター掛金、修学旅行費など就学援助措置を講ずること。
11. 平和・人権、環境、地域・文化などをテーマに学習を深めるための「総合学習」における教材費、地域指導者にかかわる費用について予算措置を行うとともに、市町村に対して指導すること。
12. 小中学校および高等学校等の教育費保護者負担の実態について早急に調査し、その結果については、これを明らかにするとともに、市町村ならびに当該学校に対する保護者負担軽減の指導などその解消にむけたとりくみを強化すること。
13. 準要保護児童生徒への就学援助制度については、各市町村に対し「認定基準」「支給額」「支給項目」の改善と、追加された「クラブ活動費」「生徒会費」「PTA会費」「卒業アルバム代」「オンライン学習通信費」を支給費目とするとともに、新入学児童生徒学用品費の年度内支給を実施するよう指導すること。また、生活保護基準の引き下げなどによる就学援助制度の縮減を行わないよう指導すること。
14. 返還義務のともなわない給付型奨学金制度の一層の拡充、有利子奨学金の金利軽減・廃止、奨学金の返還義務猶予などに向けて国に強くはたらきかけるとともに、道としても、子どもたちの負担とならない独自の奨学金制度について早急に検討すること。
15. 部活動の地域移行にともなう保護者・本人の新たな受益者負担が発生しないよう十分な予算措置を講ずること。

教職員の教育活動等にかかわる個人負担の解消

- 19 教職員の教育活動等に係る個人負担を解消するため市町村を指導するとともに道独自でも必要な予算措置を講ずること。
 1. 道立学校における見学旅行・宿泊学習の引率については、添乗員経費を道費で負担し、引率教員が自己負担を強いられている状況を解消すること。また、体験学習の体験料・自主研修時における交通費など、指導上必要なすべての経費について、自己負担とさせないよう予算措置すること。
 2. 授業活動や学校行事等に必要の被服（運動着・運動靴・白衣・作業着等）や授業用具（スキー・スケート・技術科工具等）、などの個人負担を解消するとともに、学校現場の要望に応じた支給方法にすること。
 3. 校外活動に際しては、スクールバス（借り上げバスを含む）など公費負担による移動手段を講ずること。
 4. その他、経済格差の拡大にともない、教職員の教育活動等に係わる個人負担は膨大であることから、早急に対策を講ずること。

学校および学校外の教育施設設備の整備拡充

- 20 学校および学校外教育の施設設備の整備拡充をはかること。

1. 校舎、屋内体育館など施設の新築・増改築・補修にあたっては、実勢単価にもとづく学校建築費の2/3の国庫負担制度を確立するため、国に対して強力なはたらきかけを行うこと。特に、学校建築費等にとともなう市町村の超過負担激増の状況は、地方財政危機の要因ともなっていることから、地方自治・地方財政確立の理念に立って強力なはたらきかけを展開すること。
2. 新設の場合、国が基準財政需要額の算出基礎としている小学校18学級、中学校15学級を一応の目安とするとともに既設校にあってもそれを超える規模の学校は分離新設するよう市町村を指導すること。
3. 老朽化危険校舎・仮設校舎および耐震補強工事未実施校について、新改築するよう市町村指導を強化するとともに、工事が遅れている事業や計画段階の事業について早急にその完成をはかるため、交付税交付金の増額、国庫補助金の増額を国に対して強力にはたらきかけること。
4. 子どもの熱中症対策のため、道立学校の学校施設における空調（冷房）設備の設置をすすめるとともに、市町村を指導すること。当面、子どもたちが長い時間を過ごす普通教室への設置を強力にすすめること。
5. 屋内体育館について政令で定める面積より不足している学校については増設するとともに、暖房設備を設置するよう市町村を指導すること。
6. 光熱・水費の確保、校舎の営繕、防寒、採光、照明の整備、特別教室の設置と充実、プール（屋根つき）の設置、児童・生徒用男女別更衣室、トイレの水洗化、職員用男女別トイレ、児童・生徒用机・椅子の整備、網戸の設置、遊具等の安全などについて市町村を指導すること。また、労働安全衛生上と母性保障の観点から妊娠した職員が必要に応じ横になって休養をとれるよう男女別休憩・休養室を確保すること。
7. 「LGBTs」等の子どもへ配慮した性別に関係なく利用できるトイレの設置など施設設備の整備をすすめること。
8. 政府は、基礎的環境整備を促進しなければならないとしていることから、すべての学校の玄関・廊下・各フロアを車椅子で移動できるよう改築すること。また、しょうがい者用トイレ・エレベーターを設置するよう市町村を指導するとともに自然環境に配慮したモデル地域指定を検討すること。
9. 統廃合などによりスクールバスを運行している市町村に対しては、運行経費・寄宿舎経費などにかかる保護者負担を解消するため道費による助成を行うこと。
10. 道立高等学校およびしょうがい児学校の新増設・改築については、その計画を明示するとともに、北教組と十分協議すること。特に入学者が急増している高等支援学校の新増設については、安易に行うことなく十分協議すること。
11. 屋内体育館（第二屋内体育館含む）の暖房設備が未整備のところについては、早急に設置すること。また、老朽化している暖房設備については早急に更新すること。
12. 高等学校の寄宿舎の改築を行うこと。また、寄宿舎の運営費を全額道費負担とすること。
13. 高等学校の寄宿舎は個室とし、最低でも生徒2人1部屋とすること。
14. 教職員用のパソコンの整備・更新をすみやかに行うこと。また、そのための予算を十分に確保すること。
15. 物価高にとともなう燃料費の高騰による影響を踏まえ、必要十分な暖房費の確保を行うこと。

ゆたかな教育環境の整備充実

- 21 子どもの自主的創造的な学校外活動・生活を保障するため学校外教育施設等を整備すること。
1. 公立の児童館・児童公園・図書館・博物館・美術館・青少年教育施設などの施設設備の整備と子どもたちへの無料開放を行うこと。
 2. 学校外施設設備の管理運営にあたっては、「日の丸・君が代」の強制など社会教育の国家統制・特定思想の押しつけを排除し地域住民の参加など民主的運営をはかること。
 3. 学校外教育活動における災害については、公務災害補償制度と同等の補償内容による災害補償制度の確立をはかること。
 4. 地域における文化体育活動などに参加する費用は、すべて公費負担とするよう市町村を指導すること。
 5. 市町村立の文化体育施設等の利用料については無料とするよう指導すること。
 6. 「社会体験活動」の学校・地域への強制をしないこと。
 7. しょうがいのある子が地域でともに活動できるよう施設設備の整備、制度・内容の充実などについて、「障害者差別解消法」などを踏まえて市町村を指導すること。
 8. 道立校の閉校にともなう学校施設の有効利用について、部活動の社会教育の移行等で活用できるよう市町村と連携をはかること。

子どもの健康対策

- 22 子どもの健康福祉対策を強化し、子どもの健康権を保障するため万全の措置を講ずること。また、真にゆとりある学校生活を送ることができるよう条件整備に努めること。
1. 子どもの学校管理下における事故災害を補償するために、無過失責任主義の採用と医療費の全額国庫負担、年金制度導入などを内容とする「学校災害補償制度」を確立するよう関係機関へ積極的にはたらきかけること。
 2. 「学校災害補償制度」が確立するまでは、保護者負担を解消するためスポーツ振興センターへの掛金を全額公費負担とし、すべての子どもの学校管理下における事故災害について保障すること。
 3. 独立行政法人日本スポーツ振興センターに係る業務は、依頼業務であることから、養護教員などに特化して強制しないようにすること、また、以下について市町村教育委員会への指導を徹底すること。
 - (1) 日本スポーツ振興センター法の対象外となる医療費を道費または市町村費で措置すること。また医療費支給期間を過ぎても医療が継続している場合は、その医療費を保障する措置を講ずること。
 - (2) 独立行政法人スポーツ振興センターに対して、「災害給付オンライン請求システム」については事務手続きを簡素化し、個人情報オンライン化を強要することがないようはたらきかけるとともに、市町村教育委員会に対しては、学校に強要することがないよう指導すること。
 4. 災害発生現場等から医療機関への搬送にかかわる費用は、道費または市町村費をもって措置すること。
 5. 子どもたちの人権・プライバシーを尊重し、受ける側（子ども・保護者）の選択権を保障した健康診断を行うため、当面次の措置を講ずること。
 - (1) 健康診断の実施方法については、学校現場の意見を尊重して実施するよう、各市町村教育委員

- 会に対し指導すること。
- (2) 色覚検査は学校保健安全法の必須項目ではなく、遺伝情報を含むものであるから人権に配慮し一律に学校での実施を強要しないこと。
 - (3) 学校保健安全法に定められていない検診項目について、調査研究のためと称して学校で行われている実態があることから、健康診断は学校保健安全法に定められている項目を基本とし、ピロリ菌検査など研究目的の検診や精密検査を行わないこと。
 - (4) 健康診断については、市町村教育委員会に対し、受診の強要がないよう指導すること。
6. 健康診断記録・データ情報に関しては、プライバシー保護に十分配慮するとともに、目的外使用がないよう市町村教育委員会への指導を強化すること。
- (1) 健康診断票にある子どもの個人情報情報を外部から求められた場合は、北海道個人情報保護条例をはじめ、各自治体の個人情報に関する条例にもとづいて判断するよう指導すること。あわせて、保護者・本人への説明を行ない、同意を得られない場合は、個人の情報を提出しないよう徹底すること。
 - (2) 現場の超勤・多忙化に拍車をかけている保健福祉部などからの各種調査、報告書については、個人情報の扱いに疑問がある。学校へ直送される調査も含め、道教委が責任をもって精査し、調査を削減すること。
 - (3) 「学校検診情報のデータベース化とその利活用」事業の撤回を国に要請すること。
 - (4) 「マイナンバーカード」に学校で受けた健康診断結果を閲覧する機能を追加しないよう国に要請すること。
 - (5) 道教委「公立学校児童等の健康状態に関する調査」において実施した調査結果を開示すること。また、その結果プライバシーが守られない実態が明らかになった場合は、責任をもって改善すること。
 - (6) 結核健康診断の問診票や心電図検診の事前調査票・心電図検査票は、検査結果とともに、その都度個人に返却すること。また、保管する場合は1年とすること。
7. 1982年北海道学校保健会が、法人として許可された経緯を尊重し、道教委は学校保健会に対して、指導上の責任がある立場にあることを明確にすること。
- (1) 道学校保健会が実施する心臓検診等の事業については、北教組と十分協議すること。また、この事業は道学校保健会から強制されるものではなく、利用するかどうかは市町村教育委員会が主体的に判断するものであることを周知徹底すること。
 - (2) 心臓検診実施にあたっては、受診を強制しないこと。また、心電図検診の会場については、医療機関を含めて検討するよう市町村教育委員会を指導すること。
8. 新型コロナウイルスワクチンをはじめ予防接種は、小中学生対象のワクチンもあることから、道保健福祉部に対して以下のことを求めること。
- (1) ワクチン情報の公開を行うこと、また、「予防接種は『強制ではない』こと」を周知徹底すること。
 - (2) 学校を会場とした集団予防接種や学校から案内文書を配布している市町村に対する改善指導を行うこと。
 - (3) 「子宮頸がん予防ワクチン」については、定期接種を中止するとともに、副反応に苦しんでいる子どもたちへの国による救済が不十分なことから、道独自の救済を行うこと。
 - (4) 日本脳炎予防接種は、定期接種を中止するとともに、副反応の全例調査を実施すること。

9. 結核健康診断は、文科省に「廃止」を求め、当面、次の点をすすめること。
 - (1) 文科省のマニュアルについては、各地域の実情を踏まえながら取り扱うこと。
 - (2) 文科省が示す健康調査票の内容については、参考資料であり、各市町村または各学校で作成するものを尊重すること。
 - (3) 高校、高等専門学校、大学生の第1学年および教職員のエックス線撮影の廃止を各関係機関に求めること。
10. 2011年1月31日に日本弁護士連合会が出した「集団フッ素洗口・塗布の中止を求める意見書」を尊重し、文科省の見解を踏まえて「北海道歯と口腔の健康づくり8020条例」による、学校等における集団フッ素洗口を中止すること。
 - (1) フッ素洗口を導入していない地域への一方的な指導をせず、「8020条例」の趣旨にもとづき各自治体の判断を尊重すること。
 - (2) フッ素洗口を導入している学校では、「子どもたちの意向」を尊重するために1年ごとに同意を得るよう市町村を指導すること。
 - (3) フッ素洗口にかかわることにより、本来の教育活動に支障をおよぼしている実態を解消するため、抜本的な改善を行うこと。
 - (4) フッ素洗口により健康被害が判明した際の、責任の所在が道教委にあることを明確にすること。
11. 採血をともなう検診・検査（高校生の集団献血を含む）については、医療行為であることから、学校現場で行わないように関係機関にはたらきかけること。
12. 保健室については、未設置の学校には早急に保健室を整備するとともに、教育現場の意向をふまえ、十分な機能が果たせる施設・設備となる予算措置をするよう市町村に指導を強化すること。
13. 子どもたちの健康を守るため、大気汚染や土壌汚染・水質汚染の実態を把握・公表し、校庭の整備に農薬を使わないなど、学校の施設・設備を改善すること。またフッ素洗口で余ったフッ素洗口液を廃棄にするのは、環境汚染が懸念されることから中止すること。
14. 子どもたちのいのちと健康を守るため、北電・北海道に対して泊原発3号機におけるプルサーマル計画の中止・撤回と、1～3号機の再稼働中止および段階的廃炉を求めていくこと。
 - (1) 原発のデメリットを含め放射線について公正・中立な立場から執筆された副読本を早急に作成し、全道に配布する中で活用をすすめていくこと。また、作成の際、北教組とも十分協議して作成すること。
 - (2) 道の主催する「原子力防災訓練」について、道教委としても子どもの参加のあり方や、学校としての対応など、具体的に検討し、積極的に意見反映を行っていくこと。
 - (3) 大規模災害に陥った際、学校が避難場所となる場合に備えて、学校の耐震化工事と合わせ、順次、太陽光発電と蓄電池および水タンクの整備にとりくむよう道に対してはたらきかけていくこと。
 - (4) 原発災害にかかわり、安定ヨウ素剤について研究検討をすすめてきた結果を公表し、各学校において配備する場合は、避難マニュアルと合わせて、その使用についてガイドラインを作成するよう道にはたらきかけること。
 - (5) 原発に依存しない社会の実現をめざし、北海道の恵まれた地理的条件を生かす、「再生可能なエネルギー」開発を促進するよう、研究機関を支援すること。また、環境にやさしいエネルギーを体感できる教育環境を整えること。
15. シックハウス・シックスクールの原因となる有害な化学物質による学びや登校に困難さをともな

う子どもに対しては、教育環境整備を行い、救済をはかること。また、アスベスト問題について万全の対応を行い、発症者の救済を行うこと。

16. 給食による集団食中毒を予防するため、大規模な調理場を解消すること。2時間以内の喫食が徹底できない大規模施設や、ドライ化が実施できないなど安全基準に達していない施設については、早急に改善すること。給食の事故により、被害者となる子どもへの対応は、子どもの人権・プライバシーの保障について十分配慮するよう市町村教育委員会に対して指導を行うこと。
17. 学校給食に使用する食材や食器、洗剤については、安全が確認されたものを使用し、遺伝子組み換え食品や食品添加物、合成洗剤を使用しないよう市町村教育委員会に対して指導を行うこと。
18. 道教委「学校における食物アレルギー対応の進め方」は、あくまで指針であり、一律機械的に強制しないこと。アレルギー対応については、市町村教育委員会に対して、学校関係者・給食関係者と十分協議するよう指導し、その内容を尊重すること。また、対応する学校関係者の超勤常態化を踏まえ「業務の効率化・負担の軽減」の具体を示し、各市町村に指導すること。
 - (1) アレルギーがあってもなくても子どもたちが、安心して安全に学校生活をおくれるよう、地域医療機関、給食施設、人的配置、教職員定数などの環境整備を早急に行うよう関係機関に求めること。
 - (2) アドレナリン自己注射（エピペン）について、使用にかかわる事故発生の責任が教職員にないことを明確にするとともに、使用にあたっては教職員の理解を十分に得ること。

職員旅費の増額

- 23 旅費については、学校運営に支障のないような措置を講ずること。教職員の自主的な教育研究や教育活動を保障するため「校内教職員研修促進費」を中心に教職員旅費の大幅な増額をはかること。
1. 「校内教職員研修促進費」の「自主研修部分」については、基準単価を教職員1人当たり20,000円増額すること。次年度は最低でも基準単価を倍増すること。「校内研修部分」については、小中学校1学級当たりの単価の増額をはかること。また、その用途を拘束することなく教職員の意思によるものとする。
 2. 学校管理運営旅費については、各学校への配分額が年々削減されている。特に教育相談・学校運営に係わる業務旅費については、不十分であることから配分基準・配分額を増額すること。
 3. 見学旅行および宿泊研修の引率旅費について、貸切バス代の値上げや北海道新幹線の利用、さらに、宿泊費の値上がりにより現在の配分額では不足となる学校が増加していることから、学校現場の実態に則した配分基準・配分額とすること。また、新型コロナウイルス感染症にともなって発生した見学旅行および宿泊研修の職員分のキャンセル料については、別枠で措置すること。
 4. へき地指定学校に勤務する教職員の研修旅費は別枠で措置するものとし、教職員1人あたり100,000円以上を計上すること。
 5. 次の各旅費については別枠により措置すること。
 - (1) 家庭訪問旅費は、4km以下もすべて支給することとし、1学級20,000円以上とすること。しょうがい児学校の家庭訪問旅費は増額をはかり、最低でも教職員1人あたり毎年度1回は担当する子どもの家庭に訪問することができる旅費を措置すること。また、寄宿舎教員の家庭訪問旅費を増額すること。
 - (2) 中学校・高等学校・しょうがい児学校の進学就職対策旅費については旅費規定にもとづいて支

給すること。

- (3) 見学旅行および宿泊研修の引率教職員人数は、次の通りとすること。
- ① 引率教職員人数については、引率教職員が減少し引率教職員の負担増となっていることから、2014年までの配分基準以上の措置をすること。当面、2014年までの配分基準を下回っている分を元に戻すこと。また、学校実態による特別な配慮の範囲を弾力的に運用すること。
 - ② しょうがい児学級が設置されている学校にあっては、学級の実態に応じて加配すること。また、保護者が負担する必要経費は他の児童生徒と同じとし、しょうがい児にだけ特別な金銭負担を求めないこと。
 - ③ しょうがい児学校の見学旅行については、引率旅費配分額と引率教職員人数の改善を引き続きはかるとともに、医師・看護師の付き添いが必要な場合の旅費は別枠で措置すること。訪問学級を持つしょうがい児学校の見学旅行については、引率教職員として訪問教育非常勤講師による引率を認めること。
 - ④ 在籍がどこであっても、しょうがい児が所属する学級にあっては、学級の実態に応じて加配すること。教職員不足や安全確保・介助を理由に保護者に付き添いを求めないこと。また、保護者が負担する必要経費は他の児童生徒と同じとし、しょうがい児にだけ特別な金銭負担を求めないこと。
- (4) 高等学校の宿泊研修等の付添旅費については普通旅費とし、限度額の設定を撤廃すること。また、付添基準は生徒20人につき教員1人以上とするとともに、女子生徒付添いのため別枠で道費負担の女性看護師を1人措置すること。
- (5) 高等学校の指導旅費を次の通り増額すること。
- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ① 通信教育実施学校 | 1人年額70,000円以上 |
| ② 通信教育協力校巡回指導旅費 | 1人年額50,000円以上 |
| ③ 通信教育協力校教職員卒業式への参加旅費 | 1人30,000円以上 |
| ④ 通信教育協力校会議旅費 | 1人年間2回以上、1回につき30,000円以上 |
| ⑤ 定時制指導旅費 | 1人年額50,000円以上 |
- (6) 小・中学校事務職員の加配校およびその連携校について加算配分すること。
6. 旅費条例および旅費規程を改正して、行程4Km未満の旅行に対しても旅費支給ができるよう方途を講ずること。また、「前泊」「後泊」の旅行命令等の基準を緩和すること。
7. その他教職員の旅費の自己負担は膨大であることから、早急に対策を講ずること。
8. 栄養教員・学校栄養職員の学校からセンターや受配校等への旅費について保障すること。
9. しょうがい児学校寄宿舎教員の現場実習巡回指導旅費を保障すること。

教職員の健康維持と勤務条件の改善

24 教職員の健康維持・勤務条件改善のため次の対策を講ずること。

1. すべての教職員が、少なくとも上限遵守となるよう、早急に実効ある超勤・多忙化解消策を示すこと。また、文科省に対して、教職員定数増、授業時数削減、持ち授業時間数の上限設定、「給特法」の廃止・抜本的見直しを求めること。
 - (1) 超勤・多忙化解消に向け道独自の定数加配措置を行うこと。
 - (2) 過剰な余剰時数確保などにより、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することがな

いよう指導すること。また、災害や流感による臨時休校・学級閉鎖などやむを得ない事情により、年間標準授業時数が確保できなかった場合には、弾力的な運用を可能とすること。

- (3) 道教委主催の官制研修を削減・縮小すること。また、市町村教委主催研修の削減に向けて指導を行うこと。
- (4) 部活動の社会教育への移行をすすめること。
 - ①スポーツ庁「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」および文化庁「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」にもとづく地域移行について、具体的なモデル案や実施スケジュールを示すこと。その際、平日の活動を含めた地域移行とすること。また、教職員の兼業に頼らない体制整備をすすめること。
 - ②当面、平日2時間以内・週休日3時間以内の部活動時間、土日を含めて少なくとも2日以上部活動休養日を完全実施するとともに、その実施状況を検証すること。
 - ③部活動に対する「特殊勤務手当」が3時間と設定されていることから、「北海道の部活動の在り方の方針」に掲げる大会前等の特例期間を廃止すること。
- (5) プールの日常管理やリンクの造成について、教職員の労働過重となっていることから、専任の管理者を配置するよう、市町村を指導すること。

2. 勤務時間遵守についてすべての学校現場において徹底すること。

- (1) 「給特法条例」にもとづき「原則時間外勤務を命じない」「命ずる場合は限定4項目に従事する場合で臨時及び緊急にやむを得ない場合に限る」の遵守を徹底すること。
- (2) 休憩時間を確保すること。
- (3) 勤務時間のスライド、週休日の振替・特例、代休日の指定の周知・徹底を行い、やむを得ず行う業務に対しては完全措置すること。
- (4) 在校等時間の定義について、周知・徹底すること。
- (5) 不適切な在校等時間把握や「時短ハラスメント」はあってはならないことから、指導を徹底すること。
- (6) 道内すべての公立学校の時間外在校等時間を把握・公表すること。また、各市町村に対して、時間外在校等時間を公表するよう指導すること。
- (7) 持ち帰り業務の実態を把握すること。少なくとも「北海道立学校職員の過重労働による健康障害防止対策取扱要領」第5の4を徹底すること。
- (8) 時間外在校等時間が上限を超えた職員の業務内容を分析すること。また、連続して上限を超えることがないように直ちに業務削減すること。

3. 「学校閉庁日」は、勤務不要日とすること。

4. 超過勤務を実質的に回復するよう勤務時間に関する制度改善を行うこと。

- (1) 「要領」の周知徹底、活用促進を行うこと。
 - ①すべての対象業務に「要領」を適用するよう、学校現場への指導を徹底し活用促進をはかること。
 - ②修学旅行および宿泊研修にともなう「勤務不要」「割振無し」の日は、できる限り子どもの休養日と合わせて確保するよう指導を行うこと。
- (2) やむを得ず勤務時間外に行う勤務実態にもとづき、「要領」の対象業務の拡大と運用の改善を行うこと。
 - ①「評価業務、通知表・指導要録作成業務」「新型コロナウイルス感染症拡大防止業務」「テス

- ト作成・採点業務」などを「要領」の対象業務に加えること。
- ②実態に即して再割振り・変更を容易にできるようにすること。
 - ③複数日にまたがる一連の業務を日にちごとに異なる4週にまたがることができるようにすること。
- (3) 週休日の勤務は、「特に命ずる必要がある場合」に限定されていることから、①原則、週休日に勤務を命じない、②命じる場合には振替を確保した上でやむを得ない場合に限り、③振替はできる限り直近に行う、④止むを得ず長期休業期間中に「振替」を行う場合には完全に措置させる、ことを再徹底すること。
5. 上記1～4にもとづき「北海道アクション・プラン」を抜本的に見直すこと。その際に北教組と協議すること。
6. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の対策を講ずること。
- (1) 授業に支障のない場合は「在宅勤務」を奨励すること。
 - (2) 消毒作業を行う場合は、業務委託を行うこと。
 - (3) 感染リスクの高い業務に教職員は従事しないことを周知・徹底すること。
 - (4) 災害事故休暇や職専免などの該当要件を周知・徹底すること。
7. 長期休業中は「教特法」「文部事務次官通達」「11.13教育長通達」「7.19通知」の趣旨にもとづき校外研修を積極的に促進し措置するよう指導すること。また、新しい働き方としての「在宅勤務」を長期休業中に積極的にとりいれること。
8. 休暇制度を充実すること。
- (1) 夏季休暇、リフレッシュ休暇の日数増。冬季休暇の新設。
 - (2) 離島において、フェリーおよび航空機欠航によって帰島できない場合は、特別休暇（災害事故休暇）に該当させること。
9. 学校現場の実態に鑑み、年休の取得単位時間を1時間から、15分単位に変更すること。
10. 寄宿舎教職員の病気休暇にともなう代替職員は、他の寄宿舎教職員の業務負担増となることから早期に完全配置すること。
11. 学校事務の合理化を口実とした「学校事務の共同実施」、教職員の差別分断につながる「新たなミッションを担う事務職員配置」「専門人材の配置充実加配」などの加配は導入しないこと。また、「事務長」の配置についても行わないこと。また、2017年4月の学校教育法・地公行法等の改正にともなう、「共同学校事務室」「室長」の設置や、学校事務職員の「職務の明確化」等については、勤務条件にもかかわることであることから、北教組と交渉し、一方的な導入としないこと。
12. 学校給食の徴収・管理等の業務を早期に市町村が行うようにすること。給食費等の公会計化にあたっては、保護者に十分な説明を行うとともに、移行時に教職員の負担とならないよう配慮すること。
13. 北海道公立学校校務支援システムは、新たなシステムも含め、個人情報の管理一元化により、目的外使用の実態が明らかになっているとともに、勤務の一層の超勤・多忙化や個人情報の取り扱いなどのセキュリティーへの不安、各市町村の費用負担にも影響をおよぼすことなどから、導入に際しては北教組と協議すること。
14. 「マイナンバーカード」の取得を強制しないこと。また、「取得を教職員採用の条件とすること」「教員免許状と一体化すること」など、実質的に取得を強制する施策は行わないこと。
15. 教職員の超勤・多忙化にともない、日常研修の時間が確保できないことから、長期休業中は「教

特法」「文部事務次官通達」「11.13教育長通達」「7.19通知」の趣旨にもとづき校外研修を積極的に促進し措置するよう指導すること。特に「教特法」の趣旨に反して、「一切校外研修を認めない」「膨大な報告や成果物を求める」地教委・校長を指導すること。

16. 道立高校および道立中等教育学校における教員による寄宿舎の宿日直を廃止すること。また、市町村立高校においても廃止するよう該当市町村にはたらきかけること。
17. しょうがい児学校寄宿舎における宿直時間の割り振りが業務の実態に合ったものになるよう、校長に指導すること。
18. 道立学校に在籍する日本語を母語としない子どもたちの在籍者数と各学校の実態を把握し、加配による日本語担当教員や日本語指導補助者を措置するなど、適切な対応をとるための制度を創設すること。
19. 公務災害の認定について
 - (1) 公務災害審査請求は、被害者の超過勤務時間と過重労働の実態について、管理職が中心となり学校全体で主張・立証するよう「所属長には公務災害の事実認定に対する助力義務があること」をすべての職場に周知・徹底すること。また、公務災害認定は、公務起因性が要件となっていることから、在校等時間把握の徹底と持ち帰り業務時間の把握を行うこと。
 - (2) 公務災害の認定基準を厚生労働省の労災認定基準に合わせるとともに、審査請求者の主張を誠実に受け止め、公務災害認定を行うこと。
20. 労働安全衛生法について
 - (1) 労働安全衛生法にもとづく職場の労働安全体制については、北教組と十分協議すること。労働安全体制をすすめるだけでは抜本的な超勤・多忙化解消とならないことから、あわせて超勤・多忙化解消策を早急に講ずること。
 - (2) 教職員の超勤・多忙化の現状から、衛生管理者、衛生推進委員は原則管理職とすること。
21. 「ストレスチェック制度」は、職場環境など勤務条件の改善に資するものとする。
22. あらゆるハラスメント防止について
 - (1) 「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針」「セクシャル・ハラスメントの防止等に関する指針」「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針」の周知・徹底をはかるとともに、実態調査を行い現状を把握すること。
 - (2) 相談窓口については、学校・教育行政以外の第三者機関による相談窓口を開設すること。また相談員は弁護士・カウンセラーなどとし、女性相談員の配置を継続すること。
 - (3) 市町村立学校における事案について市町村教育委員会で解決に至らない場合は、道教委が窓口となって対応できるように改善すること。
 - (4) 現実の問題を解決するために「指針」の内容にとらわれることなく、被害者の側に立った誠実な対応をすること。
 - (5) 具体的事例や相談窓口などを明記した防止ポスターを作成し、各学校の職員室に掲示すること。
 - (6) 子どもの人権を保障するとともに、スクールハラスメント防止にとりくむこと。
 - (7) 子どもたちを将来DVの加害者・被害者にさせないために、「デートDV」防止についての啓発やジェンダー平等教育を、小中学校においてもすすめること。
 - (8) しょうがいのある教職員へのハラスメントを防止すること。また、状況に応じて支援職員を配置するなど必要な「合理的配慮」を行うこと。
23. 男性も含めた更年期障害の実態を調査・把握し、健康を支援するための更年期障害休暇（通年・

継続も可)の新設をすること。

24. 学校事務職員・栄養職員等の時間外勤務手当については、制度制定の趣旨を踏まえつつ、実績に応じて支給すること。
25. 事務主幹制度については、対象者の不利益とならないよう、市町村の配置校数や、配置校変更の弾力的運用、事務主幹数の拡大などの制度改善をすること。また、事前に対象者全員に該当であることを周知徹底するとともに、広域人事異動を強要するなど不利益を被らないようにすること。配置校に既配されている事務主幹以外の学校事務職員が異動年数に達していない場合に異動の強要を行わないこと。
26. 「栄養教諭」制度制定の趣旨をふまえ、栄養教員の意見を十分に聞いた上で、配置学校・教育委員会など関係機関と十分な協議を行い、改善をはかるよう市町村に指導すること。なお、今後も「栄養教諭」制度については、勤務条件・職務内容について北教組と十分交渉・協議すること。
27. 「指導が不適切な教員の指導改善研修」は廃止すること。
28. 「通報制度」は、民主的な教育の発展を阻害することから、即刻撤廃すること。
29. 憲法28条で公務員にも保障されている団結権を学校現場で十全に保障するとともに、勤務条件にかかわる事項はすべて交渉に応じること。

特定事業主行動計画の策定について

- 25 次世代育成支援対策推進法にもとづく北海道教育委員会「職員子育て支援行動計画」、および、女性活躍推進法にもとづく「特定事業主行動計画」については計画の進捗状況を的確に把握し、目標の達成に向けて具体的な取り組みを行うこと。また、計画の見直しにあたっては北教組と十分協議し現場の声を反映させること。

職員の福利厚生

- 26 教職員の福利厚生を増進するための諸対策を講ずるとともに福祉関係予算の増額をはかること。
1. 医療・年金の充実など社会保障制度を確立するため、次の項目の実現に努力すること。また、公立学校共済組合については、運営の民主化、給付内容の改善を中心に整備充実をはかること。
 - (1) 当面、次の点について実現するよう国および関係機関にはたらきかけること。
 - ① 被用者年金一元化後も、これまでの給付水準を維持すること。
 - ② 一時金等からも掛金を徴収する総報酬制を撤回すること。
 - ③ 在職老齢年金について、在職者に対する年金カットを撤回すること。
 - ④ 61歳～64歳については、働くことが困難な場合に満額年金支給の措置を講ずること。
 - (2) 医療保険制度の抜本的改善を国および関係機関にはたらきかけること。医療制度については、医療保険（短期給付）の財源は、国庫負担2割の導入をはかり、残り原資の負担を労働者3割・使用者7割に改めるとともに、給付については本人および家族の10割給付を実現すること。また、保険診療の範囲の拡大について関係機関と連絡提携を強め、医療費の個人負担の軽減をはかること。なお、入院時等の差額料徴収の廃止・看護制度の確立と付添看護料の無料化・乳幼児および高齢者医療費無料化の促進・「へき地」無医地区の医療体制の整備については、引き続き関係機関との提携を強め、改善にあたること。

- (3) 短期給付の掛金については、本人負担の軽減を国および共済組合本部に対し強くはたらきかけること。
 - (4) 公立学校共済組合の指定事業・一般事業の内容をさらに改善し、組合員の保健・福祉の増進をはかること。希望する配偶者の血液検査を実施すること。また、配偶者人間ドックの枠の拡大とともに、費用・検査日程の改善をはかること。特定検診は希望する職員に実施すること。
 - (5) 人間ドック診断結果による精密検査が「義務免」になることから、「脳ドック」「婦人がん検診」診断結果による精密検査においても同様の取り扱いとすること。
 - (6) 退職教職員の医療給付については、退職後においても共済組合員資格が継続でき、掛金については引き下げをはかるために必要な法改正を国に積極的にはたらきかけること。
 - (7) 公立学校共済組合宿泊施設「ホテルライフオート札幌」について大幅な道費補助をはかること。
 - (8) 北海道教職員組合等職員団体の離籍専従役員に対しては、共済組合員の資格が継続できるよう必要な法改正を国に積極的にはたらきかけること。
2. 教職員の公務災害補償については、勤務中に発生した一切の疾病・事故災害、出退勤途中の事故、多忙による過労死・勤務に係わる腰痛等を含めて適用範囲の拡大と認定基準の改善をはかること。教職員体育大会における事故については、主催者としての責任を明確にし、練習・予選段階も含めて公務災害補償の対象とすること。また、公務災害補償の請求事務の簡素化をはかり認定事務については迅速に処理すること。
 3. 教育公務員特例法第14条・事務職員退職特例法にかかる結核退職および成人病退職の期間を最低5年間に延長し、無給退職期間を解消すること。また、一般病気退職および病気休暇の期間を延長するとともに、通算制度を廃止すること。
 4. 病者や慢性疾患患者（生活習慣病・指定対象病種拡大を含む）が療養しながら勤務できる条件整備を行うこと。また、治療のための定期通院は疾病の種類によらず病気休暇として扱うこと。
 5. 期限付教職員・臨時的任用教職員の身分の安定をはかること。
 - (1) 期限付教職員・臨時的任用教職員に対して、休暇制度等の理解がはかれるよう努めること。
 - (2) 年度を連続して勤務する場合は、勤務日が連続するように努めること。また、継続して勤務する者に対する履歴書や住民票の提出など事務処理は簡素化に努めること。
 - (3) 期限付教職員・臨時的任用教職員を希望する者は、その年齢に関係なく雇用が継続するよう努めること。また、雇用にあたっては、雇用保険や社会保険等の説明を十分に行うよう努めること。
 - (4) 期限付教職員・臨時的任用教職員・会計年度任用教職員（時間講師等）に対して、勤務労働条件の詳細について説明すること。また、高校の非常勤講師の勤務時間に、①定期試験の作成・採点・成績評価等の時間、②特別活動の補助的業務の時間、③補習授業（進学講習を除く）、④「実験・実習の準備の時間」などが含まれることを周知し、働いたにもかかわらず、賃金を支払われない違法な事例が生じないように十分指導すること。
 - (5) 任用期間外の勤務を実質的に強要することのないよう、地教委・校長に対しては、引き続き適切な指導を行うこと。
 - (6) 「北海道公立学校教員採用候補者選考」における「期限付教員特別選考」については、経験を考慮した選考検査とすること。
 6. 教職員住宅（「へき地」教職員住宅・共済組合融資住宅・一般公営住宅等）の入居料については、引き下げをはかるとともに、高額な入居料を徴収している市町村に対しては引き下げの指導を強化すること。また、教職員住宅の完全充足と通勤距離を考慮するなど、ゆとりある住宅建築整備およ

- び共済融資住宅の貸付枠の拡大と自治体の起債枠の拡大をはかること。
7. 道立高校およびしょうがい児学校の職員住宅の改築、新增築をすすめること。
 8. 教職員のいのち・健康を守るため、健康診断の受診については本人の自己決定権を保障したうえで、検診科目の拡大をはかり、X線検査の直接撮影に切り替えること。検診結果は個人のプライバシーを守るため厳正な情報管理をすること。また、教職員の健康診断業務については、養護教員をはじめ教職員に行わせないこと。
 9. 教職員および家族の予防・治療・療養の保健疾病対策の万全をはかるため、教職員の健康診断・人間ドック等の各種制限を撤廃し、内容の充実をはかるとともに、医療機関との協力により地域指定医療機関の設置を行うこと。
 10. 定期健康診断業務にあたっては、北教組と十分交渉・協議すること。
 - (1) 定期健康診断業務は、受診者の希望・意向を尊重し、地域の医療機関での受診を基本とすること。
 - (2) 定期健康診断業務にかかわっては、健診内容等の充実・改善、受付業務等の改善をはかること。少なくとも、現在の状況を絶対に下回らないこと。
 - (3) 「健康診断業務・保健指導業務」については、メンタルヘルス対策を含めて体制の整備・充実をはかり、独立した専門部署として設置すること。
 - (4) 道立学校においては、「定期健康診断実施日程表」を事前に北教組に提示し、健康診断のあり方について定期的に協議すること。また、第1次定期健康診断を指定日に受診できず、他日、他校において受診する場合は、「外勤又は出張」になることを現場に周知すること。
 11. 一般財団法人「北海道教育会館」に対しては、北海道教育の振興をはかり教職員と子どもの福利厚生の上昇のため、その行う事業について道費による助成をはかること。
 12. 一般財団法人「北海道公立学校教職員互助会」については、補助金を復活し、補助・助成のあり方を含め教職員互助会の運営に、支障をきたすことのないよう努めること。

主任制度の撤廃

- 27 主任制度を撤廃し、主任手当予算を全額教育条件整備のための財源とすること。
- 28 「副校長」「主幹」を廃止すること。少なくとも、主幹教諭にかかわる加配については、主幹教諭の持ち授業時間数減によって他の教職員の業務負担増とならないよう、適切に配置すること。

研修事業の抜本見直しについて

- 29 文科省（独立行政法人教員研修センター）、地教委、研修センター等の研修事業の削減を基本に見直しを行うこと。さらに、教員の長期社会体験研修は行わないこと。また、道教委主催の研修事業について、時間外勤務となるような日程としないこと。

へき地の条件整備

- 30 都市部と「郡部・へき地」等の生活・文化・医療などの相対的格差をふまえ、「へき地」教育の振

興・充実と教職員の人事交流および労働・生活条件改善のため、「へき地」の教育条件整備をはかること。09年3月に「改正」された文部省令を撤廃・見直すよう文部科学省や関係機関にはたらきかけること。また、現行水準を維持・改善すること。

平和教育推進事業の拡大

- 31 子どもをはじめ広く道民を対象とした平和教育推進事業を実施すること。そのための予算措置を行うこと。
1. 平和教育を積極的にとり入れるよう指導と条件整備を行うこと。平和教育推進のための施設設備の充実、資料展示等をはかるよう、関係機関にはたらきかけること。
 2. 講演会、シンポジウム、映画会などを開催し平和の重要性について広く道民に広めること。また、各市町村においても同様のとりくみがすすむよう予算措置を含め積極的なはたらきかけを行うこと。
 3. 民間団体が行う平和教育活動の推進のため、財政的援助を行うこと。
 4. 地域の戦争史実や体験を掘りおこし、地域の平和教材の作成について積極的に支援すること。

アイヌ民族および北方少数民族の教育の充実

- 32 先住民族としてのアイヌ民族を正しく理解するための教育をすすめること。そのため、学校教育においてアイヌ民族・北方少数民族の学習をすすめるにあたって、史実にもとづいた副読本を新たに作成して使用し、教育を充実させるための事業を推進すること。

在日外国人の教育の充実

- 33 在日外国人の教育を充実させること。そのため、
1. 在日外国人の子どもたちの人権を尊重し、日本語や母語などの言語の修得をはじめとした学習権を保障するための手立てを講じること。
 2. 朝鮮学校への補助金については、各種学校扱いとせず私立学校と同様に扱うこと。

地教行法「改正」にかかわる教育委員会制度について

- 34 政治的中立性、教育の継続性・安定性を担保した民主的な教育をすすめる教育委員会制度を実現すること。そのため、
1. 政治的中立性を保つため合議制の執行機関である教育委員会の意志決定・執行権限を尊重すること。
 2. 総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場とすること。また、教育に関する事務の執行権限は教育委員会にあることから、調整する必要がないと判断した事項や調整がついていない事項の執行については、教育委員会が判断すること。
 3. 委員は、教育長及び教育委員会事務局のチェック機能を従来以上に果たすことが期待されるため、「教育委員候補区民推薦制」（東京中野区）などを例に、準公選制をめざし、道民の意見を反映さ

せる具体的な改善をはかること。また、子ども・地域に根ざした教育行政を行うため、委員は地域の要請を聞く会など積極的に設けること。

4. 教育長の資質・能力を十全にチェックするため、議会において候補者が所信表明を行い、質疑を行うなど、丁寧な手続きをとること。
5. 政治的中立性を保ち民意を反映した教育行政を行うため、公開案件を拡大する、傍聴者の人数制限を撤廃する、移動教育委員会を定例開催する、教育委員会の開催日を一層道民に周知するなど、公開傍聴制度を改善すること。

教科書採択について

- 35 教科書採択にあたっては、将来的に学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとの観点に立ち、当面の措置として、多くの教職員や保護者の意向が反映されるよう、現行の採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善をはかるとともに、公正かつ透明性のある民主的な採択を行うこと。

夜間中学について

- 36 義務教育未修了者の学ぶ権利を保障するため、公立の夜間中学を開設すること。当面、夜間中学に対し場所の提供や財政的支援をすること。また、道内の自主夜間中学を運営する民間団体に対して、学校の教室使用を主とした施設の提供と財政的支援を行うこと。各振興局に最低でも1校の公立夜間中学を開設すること。

「北海道教育推進計画」について

- 37 2018年3月に策定された「北海道教育推進計画」は、国際競争に打ち勝つ人材の育成に主眼が置かれ、「子ども一人ひとりの人格の完成」を目的とし、北海道の子ども・保護者・地域の要求や実態にもとづくものとなっていない。23年度の改定に向け、北海道の子どもたちに見合った教育内容・方法を示すよう教育計画に改善すること。
1. 将来を担う子どもたちが夢と希望にあふれ健やかに成長できるよう、競争と管理の教育ではなく、子ども一人ひとりが尊重され、権利が保障される教育を実現すること。また、そのための30人以下学級の早期の実現や教職員定数改善などの財政的な裏づけを確保すること。
 2. 「北海道子どもの生活実態調査結果」では、所得格差があるなかで子育てが行われていること、一人親世帯がより経済的に厳しい状況にあることが明らかとなっている。「コロナ禍」によりさらにすすんだ経済的困窮家庭を含めすべての子どもたちが学びたい場所で学ぶことができるよう環境整備を行うとともに、給付型奨学金や就学支援金などの経済的支援の具体を盛り込んだ計画を早急に構築すること。

ジェンダー平等教育推進

- 38 性差別・性別役割分業意識を払拭したジェンダー平等教育を推進させるため、次の対策を講ずるとともに市町村・市町村教委・校長等に強く指導を行うこと。

1. 国の「第5次男女共同参画基本計画」において「男女平等を推進する教育・学習」の重要性が指摘されていることから、「男女平等教育の指針」作成のための教育現場代表、有識者等を含めた検討委員会を、道教委の責任で設置すること。
2. ジェンダー平等教育の理念を学校現場に具体化させるための手引き書等、教宣パンフを作成し、研修会・諸会議などあらゆる機会をとらえて周知徹底をはかること。
3. 子どもの人権を保障する上から「デートDV」防止も含めた男女平等教育を小・中学校においてもすすめるよう周知徹底をはかること。
4. 学校における慣習の見直しを奨励し、性別で分けない名簿（男女混合名簿等）の導入を積極的に指導すること。また、性別で分けることを前提とした制服、校則の見直しをすすめるよう指導すること。
5. 中学校側に提出を求める受験生の個人調査書の性別記入欄を廃止すること。
6. 公立高等学校の入学選抜における受検者名簿・受検票等の男女混合を徹底すること。
7. 「LGBTs」等の子どもへのきめ細やかな対応について現状は本人が意思表示をした上での個別対応となっているので、個別対応とするのではなく、分けることを前提としない、すべての子どもへの対応となるよう研修会等を通じて周知徹底をはかること。

「子どもの権利条約」の具体化と報告について

- 39 北海道における「子どもの権利条例」制定に向け、知事・道議会および関係機関にはたらきかけること。
1. 「こども基本法」が成立し、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明示されたことから、道においても子どもの意見表明権や差別禁止などの原則を盛り込み、「将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」をめざす「子どもの権利条例」を制定すること。
 2. 「子どもの権利条約」を具体化するため家庭へのパンフレット配布や学校現場に子ども向けの解説書を配布するなど普及啓発にとりくむこと。そのため、先進的な自治体との視察交流やシンポジウムの開催を行うこと。
 3. 「こども家庭庁設置法」成立にもとづき、道においても「子ども施策の予算の確実な確保」を行うこと。
 4. 子どもの人権、教育を受ける権利を保障するため「出席停止措置」を安易に行わないこと。また、関連施設を新設するなど子どもを隔離・分断するための措置を行わないこと。
 5. 「北海道子どもいじめ防止等に関する条例」は、厳罰主義にもとづき子どもを加害者・被害者に分断するものであり、「北海道いじめ防止基本方針」に掲げる「教育全体を通じた人権に関する教育や教職員の研修の実施の推進」では根本的な「いじめ」の解決にはなっていない。「学力向上策」などゆとりのない教育課程の見直しや子どもの自治的諸活動の時間的保障など、「競争と管理の教育」から脱却するとともに、人権教育を充実、教職員の自主的な研修の機会を保障すること。
 6. 虐待の状況を把握し、関係機関と連携をとりながら適切に対応をすすめること。
 7. ヤングケアラーの実態を把握し、関係機関と連携をとりながら適切にすすめること。その際、アンケートの実施や相談窓口の設置のみにとどまらず、ケアラーとなっている子どもの根本的な支援

を行うこと。

「国連障害者の権利条約」の批准をうけて

- 40 「国連障害者の権利条約」の批准をうけて、関連施策を条約に合わせて改正し、共生社会に向けて、道民にはたらきかけること。
1. 「北海道障がい者及び障害児の権利擁護・暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」第20条にある「学校、公共交通機関、職場その他しょうがい者が生活するために必要な場において「合理的配慮」に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない」に則り、学校を学習者と労働者、地域住民のために環境・条件整備をすること。
 2. 「国連障害者の権利条約」の第3条一般原則（c）、「社会への完全かつ効果的な参加および包容（インクルーシブ）」の早期実現のため、「学校教育法施行令」改正にある「就学先決定の仕組み」の変更について、市町村教育委員会に徹底すること。また、学校生活において、すべての差別を排除し、合理的配慮と支援を改善するよう指導徹底すること。
 3. 「合理的配慮」は「障害者差別解消法」において学校も含めた行政機関に義務づけられている。「負担が過重ではないとき」とした条件を口実に、必要な「合理的配慮」を行わないなどの「差別」をなくし、最大限「合理的配慮」を行うこと。
 4. 「障害者差別解消法」の対応要領は、地方自治体の努力義務にとどまっていることから、法の趣旨に鑑み道自身が積極的にとりくむとともに、各市町村に対しても、「要領」を策定するようはたらきかけること。

保育の充実・女性の労働権保障にかかわる問題

- 41 児童の発達と働く女性の権利を保障するために、保育内容の改善・充実をはかること。
1. 乳幼児を含む就学前児童および学童のための保育一元化による幼稚園・保育所を道内全小学校区に設置して、児童の発達と働く女性の権利を保障すること。施設整備の運営管理・保育内容については、教職員と保護者地域住民の意見を十分聴取すること。また、私学幼稚園・保育所に対し、道費助成をすること。
 2. 「保育に欠ける子」の待機の解消と「しょうがいのある子」「外国籍の子ども」の入園などが保障されるようにすること。また、それにかかわって道が市町村に指導・監督できるシステムを確立すること。
 3. 幼保・小との連携については、幼児期から知識変重の早期教育にならず、それぞれの発達段階に応じた豊かな子ども時代を保障する保育・幼児教育が実現できるよう国や文科省にはたらきかけること。

「定年引上げ等に関する制度」について

- 42 定年引上げについては、国に遅れることなく条例策定や人事委員会規則の改正などを行うこと。
1. 働き続けられるための職場環境の整備、とりわけ超勤・多忙化解消、職務内容・配置・働き方の工夫を行うこと。

2. 60歳超常勤教職員と再任用教職員の処遇について均衡をはかること。
 - (1) 再任用教職員については60歳前と同じ職務・級で再任用を行うこと。
 - (2) 再任用教職員の諸手当の暫定的措置を行うこと。
3. 60歳以後の任用・給与・退職手当の制度についての教職員への周知方法の徹底をはかること。教職員への意思確認のシステム化、個人調書の義務化を行うこと。
4. 55歳を超える教職員の事実上の昇給停止措置を廃止すること。
5. 定年引上げ期間中の一時的調整のための定数配置を行うこと。定年が発生しない年度において、計画的な新規採用を行うための義務標準法および高校標準法を超える予算措置を国に求めること。
6. 現行の早期（勸奨）退職制度に応募し、退職を希望する教職員については希望どおりとさせるため、勸奨退職制度の維持を行うこと。
7. 教職員人事異動については、定年引上げ者・暫定再任用者・定年前再任用短時間者を見据えたものにする。定年引上げにかかわり、道教委・各教育局の人事異動要綱を教育現場の要求に沿ったものとする。